

平成27年涌谷町議会定例会3月会議（第3日）

平成27年3月9日（月曜日）

議事日程（第3号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
1. 同意第 2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
1. 同意第 3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
1. 同意第 4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
1. 同意第 5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
1. 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
1. 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
1. 議案第 6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
1. 議案第 7号 涌谷町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
1. 議案第 8号 涌谷町教育長の勤務時間等に関する条例
1. 議案第 9号 町立学校設置条例の一部を改正する条例
1. 議案第10号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
1. 議案第11号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
1. 議案第12号 保育の実施に関する条例を廃止する条例
1. 議案第13号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例の一部を改正する条例
1. 議案第14号 涌谷町包括支援センターの職員に関する基準を定める条例
1. 議案第15号 涌谷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
1. 議案第16号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
1. 議案第17号 涌谷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
1. 議案第18号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例
1. 議案第19号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例
1. 議案第20号 涌谷町行政手続条例の一部を改正する条例
1. 議案第21号 涌谷町交通安全指導員条例及び涌谷町消防団条例の一部を改正する条例

1. 議案第22号 公民館条例及び涌谷町公立学校その他教育機関の施設使用条例の一部を改正する条例
1. 議案第23号 涌谷町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例
1. 議案第24号 女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定等の締結について
1. 議案第25号 町道の路線認定について
1. 議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結について
1. 議案第27号 工事請負規約の変更契約の締結について
1. 議案第28号 工事請負規約の変更契約の締結について
1. 議案第29号 平成26年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）
1. 延会について
1. 延 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	14番	大泉治君
15番	遠藤稔雄君		

欠席議員（1名）

12番	加藤紀君
-----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 兼参事	城口貴志生君	総務課参事 兼防災交通室長	小島昭君
企画財政課長 兼参事	高橋宏明君	まちづくり推進課長	今野博行君
税務課長 兼参事	佐々木忠弘君	町民生活課長	泉沢幸吉君
町民医療福祉センター 副センター長 兼福祉課長	高橋正幸君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 健康課長	熊谷健一君	農林振興課長 兼参事	村上芳行君
建設課長	佐々木竹彦君	上下水道課長 兼参事	安田富夫君
会計管理者 兼会計課長	大崎とみ子君	農業委員会会長	畑岡茂君
農業委員会 兼事務局長	櫻田克嘉君	教育委員会教育長	笠間元道君
教育総務課長 兼参事 兼給食センター所長	高橋勝一君	生涯学習課長	小野寺和敏君
代表監査委員	柳渕茂君		

事務局職員出席者

事務局長	佐々木健一	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） おはようございます。

きょうは3日目でございます。きょうは、ご案内のように31日程でございます、人事案件あるいは条例改正、そして協定締結あるいは工事請負締結、最後に26年度一般会計補正がございます。これまで条例改正については説明ございましたけれども、盛りだくさんの提案でございますので、どうぞ効率のよい議事に進めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで、開会前にお知らせしておきます。加藤 紀議員から欠席の届け出が出ております。直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

暫時休憩いたします。

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 改めまして議員の皆様、そして傍聴の皆様、参与の皆様、おはようございます。

先ほど、議長のほうから本日の会議日程等々お話しされましたけれども、長丁場の、そしてまたいろいろの案件がございますので、よろしくご指導とご協力のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、同意第1号の提案の理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員齋藤正俊氏は、平成27年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き齋藤正俊氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めます。よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略しただけに採決をいたします。

これより同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。暫時休憩いたします。

○議長（遠藤稔雄君） それでは、休憩を解きまして再開いたします。



◎同意第2号～同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第2、同意第2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてから、日程第5、同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） ただいま一括上程されました同意第2号から第5号までの提案の理由を申し上げます。

涌谷町情報公開・個人情報保護審査会委員の任期が、平成27年3月31日をもって満了になりますが、現在委員であります八巻 昭氏、佐々木了章氏、笠島正男氏、久道好子氏について引き続き選任いたしたいので、涌谷町情報公開・個人情報保護審査会条例第3条2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略しただちに採決いたします。

これより同意第2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、同意第3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎諮問第1号～諮問第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてと日程第7、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） ただいま一括上程されました諮問第1号及び第2号の提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員村上和郎氏、渡邊彰子氏は、平成27年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き村上和郎氏、渡邊彰子氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を賜りたく提案するものでございます。よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩いたします。

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略しただちに採決をいたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。



◎議案第6号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例、日程第9、議案第7号 涌谷町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例、日程第10、議案第8号 涌谷町教育長の勤務時間等に関する条例は、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） ただいま一括提案されました議案第6号から議案第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日に施行されることに伴い、教育委員会委員長と教育長の職が教育長に一本化され特別職になることから、関係条例の整理等を行うため条例を制定するものでございます。

また、新たに職務専念義務の指定が適用されることから、教育長の職務専念義務の特例を定め、教育公務員特例法の適用が廃止されることから、教育長の勤務時間を定めるための条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、説明いたします。

議案書につきましては、8ページとなります。それから、定例会3月会議資料2の3ページをお開きください。まず、この資料で今回の法律改正の概略をお話いたします。

まず、この資料は文科省のホームページからダウンロードをしたものでございます。昨年、平成26年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことに伴い、教育委員会制度が平成27年4月1日から幾

つか変わることになりました。大きく4つのポイントに分けられます。まず、左側の上、ポイント①、「教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置」、それからその下、ポイント②です。「教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化」、そして右上の「すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置」、次にその下の「教育に関する「大綱」を首長が策定」でございます。

まず、ポイント①の教育長の位置づけの変更でございます。左側のポイント①のほうに大きく2つの図がありますけれども、上の図を見てください。従来の教育長は、首長が任命しているわけではなく、議会の同意を得て任命した教育委員の互選により教育委員会が任命しておりますが、今後は、これは大きな矢印の下の図になりますけれども、これを首長が議会の同意を受けて直接任命することとなります。それから、他の教育委員は従来と同じく、議会の同意を受けて首長が任命します。また、教育委員長は廃止となり、新「教育長」に一本化されます。これらの改正により、新「教育長」は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなります。

そして、首長の任命責任の明確化や第一義的な責任者が教育長であることの明確化、常勤の教育長が緊急時の教育委員会招集の判断を行うこと等の改革が図られるということでもあります。

次に、右側のポイント③の総合教育会議の図をごらんください。ここも2つありますけれども、上の図が現在の制度でございまして、首長と教育委員会は別の機関となっておりますが、改正後は、下の図になるんですけれども、教育委員会に加えて新たに首長と教育委員会の協議・調整の場としての総合教育会議が併設されます。総合教育会議は首長が招集し、構成員は首長と教育委員会となります。協議・調整事項は、教育大綱の策定や教育の重点的施策、緊急時の措置となっております。これらの改正により、首長の教育行政に果たす責任や役割の明確化、首長と教育委員会が一致して執行に当たることが可能になるというものでございます。

なお、今回の条例改正等はポイント①の教育長にかかわるものでありまして、この資料にあります②、③、④のポイントについては規則の改正等で対応する予定でございます。

それでは、条例の改正等について説明しますので、新旧対照表1ページをお開きください。

まず、この表には記載しておりませんが、第1条で教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例は、根拠となる法律が改正となったことから廃止となります。

次に、第2条関係で、涌谷町議会委員会条例第19条では、廃止となる「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改正するものです。

次に、第3条関係、涌谷町職員定数条例では、新「教育長」が特別職となることから、第1条から教育長を削除するものです。

2ページをお開きください。

第4条関係で、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する別表では、表の一番上、「教育委員会委員長」を削除するものです。

次に、5ページをお開きください。

5ページ、第5条関係、涌谷町特別職給料等審議会条例の第2条で、所掌事項の中に教育長を加えるものです。

次に下のほう、第6条関係で、涌谷町証人等の実費弁償の支給に関する条例第1条では、実費弁償及び旅費の支給対象者に新たに創設する総合教育会議に参加を求められた者を追加するものです。

次に、6ページをお開きください。

第7条関係で、町長等の給与及び旅費に関する条例第2条の給料の項目に教育長を加え、別表第1の国内旅行、及び7ページの別表第2、外国旅行の表にそれぞれ教育長及び、欠落しておりました病院事業管理者を加えるものでございます。

それでは、議案書の9ページにお戻りください。9ページの下のほうです。

附則で、施行期日は平成27年4月1日ですが、経過措置がございます。

10ページをお開きください。

附則文の上から3行目から読みます。「教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による規定は適用せず、改正前の」次に5つの条例が、今回一部改正の5つの条例が列挙されておりますが、下から3行目の右側を見てください。「の規定並びに廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、なおその効力を有する」ものであります。

次に、11ページでございます。

議案第7号 涌谷町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例です。

第1条の趣旨ですが、前号の議案と同じく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関して必要な事項を定めるものでございます。

第2条で、職務に専念する義務を免除される場合の3項目を具体的に列挙してございます。

附則ですが、施行期日は平成27年4月1日でございます。ただし、この条例も経過措置がありまして、下から2行目ですが、「教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による規定は適用しないものとする」ものでございます。

次に、12ページをお開きください。

議案第8号 涌谷町教育長の勤務時間等に関する条例です。

第1条の趣旨に記載しておりますが、この条例も地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、教育長の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条により教育長の勤務時間等は涌谷町職員の例によるものとなります。

それから、附則ですが施行期日は平成27年4月1日です。ただし、この条例も経過措置がありまして、下から3行目ですが、「教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による規定は適用せず、廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、なおその効力を有する」ものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。4番。

○4番（久 勉君） この経過措置なんだけども、何で「なお従前の例により」「従前のとおり」ってよく理解できないんだけど、4月1日から新しい教育長の辞令を出すのではない。今の任期のまゝいって……。ああ、そういう理解なの。わかりました。それを説明してもらえればよかったんだけど。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 済みません。説明不足で、大変申しわけございませんでした。

現在の教育長さんが在任中は、従来そのままということでございます。（「そのときは教育委員長もそのままいの」の声あり）そのままです。法律でそのようになっておりまして、具体的には新、新といいますか教育長さんが就任するときに変わるというものでございます。（「総務課長、任期がいつまでですと言えばいいんだよ」の声あり）任期は、28年の11月28日でございます。（「まだまだ」の声あり）はい。大変失礼しました。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号 涌谷町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第7号 涌谷町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号 涌谷町教育長の勤務時間等に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第8号 涌谷町教育長の勤務時間等に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、議案第9号 町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第9号の提案の理由を申し上げます。

本案は篋岳小学校と小里小学校を閉校し、両小学校の統合校を平成28年4月1日に開校するため、条例の一部

改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 議案第9号 町立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたように、篁岳小学校と小里小学校を閉校し、両校を統合した新たな小学校を平成28年4月の開校に向けて、篁岳小学校及び小里小学校の保護者を対象とし昨年10月と11月に統合説明会を開催いたし、そこで統合推進委員会を設立して統合に向けて協議、検討をしていただくことを了承いただき、両校のPTAの代表、両校校長及び教頭、篁岳教育振興会の両学区の代表、篁岳幼稚園のPTAの代表からなる18名で構成する篁岳小学校・小里小学校統合推進委員会を立ち上げ、最初に協議、検討の項目の一つであります統合後の校名について篁岳、小里地区全戸を対象としたアンケートを実施いたし、協議、検討をさせていただきました。その結果を重く受けとめて、新たな学校名を「篁岳白山小学校」といたして平成28年4月開校といたすため町立学校設置条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げますので、8ページをお願いいたします。

小学校の名称及び位置について規定しております第3条において、改正前の表中「篁岳小学校の」項及び「小里小学校」の項を削り、新たな小学校の名称「篁岳白山小学校」及び位置を「涌谷町太田字台78番地2」を加えた表に改めるものでございます。

議案書13ページにお戻り願います。

本条例の施行日は、平成28年4月1日といたすものでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号 町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 町立学校設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、議案第10号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第10号の提案の理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い児童福祉法が改正されたことにより、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

議案書14ページをお願いいたします。

本案は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたことにより、児童福祉法の一部が改正され、新たに市町村が条例で基準を定めることとなったことから、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき制定いたしますのでございます。

第1条から第4条につきましては、（趣旨）、（定義）、基準を定める目的等に関する規定となっております。

第5条につきましては、放課後児童健全育成事業の対象児を保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校高学年までとしての事業内容、並びに事業実施場所の構造設備の留意点に関して定めるものでございます。

6条につきましては、非常災害対策として放課後児童健全育成事業者が対処する消火器具、非常口、その他災害に必要な設備の設置等に関するものを定めるものでございます。

7条及び8条につきましては、職員の一般的要件並びに知識及び技術の向上への取り組み等に関する規定を定めるものでございます。

9条につきましては、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を整えた区画の設置や、その区画は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上とするなどの設備の基準について定めるものでございます。

10条につきましては、放課後児童健全育成事業者には放課後児童支援員を置くこと、支援員としての資格に関すること、一つの支援の単位を構成する児童の数並びにその支援員の人数等について定めるものでございます。

16ページと17ページになります。

第11条から第17条、18ページにわたりますが、放課後児童健全育成事業者が事業運営する上で遵守する事項とする利用者を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理事業、運営に関する規定の制定、備えておく帳簿等についての対応事項について定めるものでございます。

18条につきましては、開所時間及び日数について規定してございます。小学校の授業の休日、休業日1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外は1日につき3時間以上、開所日数では1年につき250日以上を原則することと定めるものでございます。

19条から21条までは保護者との連携、関係機関との連携、事故発生等の対応に関してのことについて定めるも

のでございます。

附則第1条で施行日及び「法律の施行の日から施行する」としてございますが、事実上、平成27年4月1日から施行となるものでございます。

2条、3条につきましては、経過措置を定めるものでございます。

なお、本条の制定につきましては、市町村が条例を制定するに当たっては、厚生労働省で定める基準に従うもの及び参酌して定めるものと規定してございますので、今回参酌して定める基準も含めて国の基準をもって制定いたそうとするものでございます。

なお、附則第3条の規定は、当町の独自規定となるものでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

○14番（大泉 治君） 18条、今説明の中では1日につき、文章では「8時間」、それから休業日以外の日については1日につき「3時間」というふうになっていますが、説明では「以上」というふうに説明を受けましたがどちらなのでしょう、これは。「まで」なのか、要するに3時間までなのか、それ以上なのか、どちらなのか。それを。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 大変失礼しました。条例のほうでは「8時間」と「3時間」と規定ございますが、これは原則ということですので、今説明ではこれを最低限8時間と3時間は確保していただくということでございます。済みません。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。4番。

○4番（久 勉君） 附則の第3条なんですけれども、これは町独自のものということなんですけれども、第5条に本法で6年生まで認めなさいよ、やりなさいよと言っているのを町でこれを制限することはできるんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 附則3条の規定でございますが、これにつきましては現行町の学童クラブにつきまして施設等の容量等について6年生の収容が不可能となってございます。それで、施行日時時点で低学年から高学年までの受け入れができない場合についての対処事項として、今回規定させていただいたものでございます。

ただし、3条の規定を適用しないで高学年まで収容できる学童クラブ等を設置しようとする方につきましては、この規定については適用しないものということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） いや、もう国の法律で定めたやつを町が、施設がないからということで制限することができるのかなという、それは法の趣旨に反することでないの。違いますか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 当然、国としては高学年までということで今回法の一部改正を行っているところでございますが、ただ対応できない場合について、ここの附則のほうに盛り込ん

で規定しておかない場合、対応が不可能となりますことから、今回一定期間というようなことで改善時期までの部分について今回制定をここに盛り込んでいるものでございます。

確かに、4番さん言うように国が高学年までということ規定してございますので、それに達成するように努めるのは当然でございますが、当面今の涌谷町におきましては施設等がありませんので、ない場合、この規定がないと逆に法に抵触するということがありますので、今回施行の経過措置ということでこの3条を規定させていただいたものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） また同じことなだけどもさ、本法でもう高学年までやりなさいよと言っているのに、町の条例でそれを決めることができるのかということなんですよ。国の法律でやりなさいよと言っているのを町の条例で、こいつは施設がないからうちの町はできませんと、そんなことって許されるんですかね。何か矛盾……。これは何としてでも確保してやるべきでないのかなと思うんですけども、いかがなんでしょうかね。

○議長（遠藤稔雄君） 附則の第3条の設定できる根拠ということを示していただきたいと思います。教育長。

○教育長（笠間元道君） 法律のこれは専門家でない、教育の専門家よりも法律の専門家。本音といたしましては、町としてはできるだけ国の方向性にしたいという、そのところは5番議員さんですか、前回の一般質問でも同じ答えになるんですけども、これは法律的にはどのようにするのか、その辺ですね。決められないんですかね。じゃあ、その辺ちょっと研究といいますか、ただここに出していますのでね。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時49分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 大変失礼しました。

今回のこの施行に当たりまして、国のQ&Aのほうでは高学年まですぐに適用されない場合については、この規定をそのまま準用しなくてもいいというようにQ&Aで示しておりますことから、今回ここに経過措置として明確に3条として盛り込んだものでございます。大変申しわけございませんでした。失礼しました。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。では、いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第10号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、議案第11号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第11号の提案の理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 議案書20ページをお願いいたします。

議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、現行の保育所、幼稚園に加え、新たに地域型保育事業、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等が創生され、特定教育・保育施設設置者、地域型保育事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設事業として給付による財政支援の対象とする確認を行うこと、それに伴い特定教育・保育施設及び地域型保育事業に係る運営に関する基準を市町村の条例で定めることから、子ども・子育て支援法の第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき制定するものでございます。

第1章につきましては、第1条及び第2条で趣旨並びに本条例での用語の意に関して定めるものでございます。

第3条では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の特定教育・保育並びに特定地域型保育の提供を行う際の一般的原則事項に関することを定めるものでございます。

22ページの第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準につきましては、第1節として利用定員に関する基準について第4条で特定教育・保育施設の利用定員の数を20人以上とする等について定めるものでございます。

第2節の運営に関する基準でございますが、22ページから31ページにわたってでございます。

5条から34条までとなるものでございますが、特定教育・保育施設が施設運営する上で遵守する事項等について必要事項に関することを定めるものでございます。

31ページの第3節、特定施設型給付に関する基準につきましては、35条及び36条で特定教育・保育施設、ここ

では保育所に限るが、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の小学校就学前の子供に特定利用保育を提供する場合、並びに特定教育・保育施設、これにつきましては幼稚園に限るということですが、同法第19条第1号第1項第2号の小学校就学前の子供に特定利用教育を提供する場合についての基準に関することを規定しているものでございます。

32ページから33ページの第3章特定施設型保育事業の運営に関する基準についてですが、37条で特定地域型保育事業の特定地域、または保育所の種類ごとの利用定員に関するところでございます。

33ページの第2節の運営に関する基準についてでございますが、38条から49条まで、38ページにわたります。特定地域型保育事業を運営実施する上での遵守するもの等必要事項に関することを定めておるものでございます。

38ページの第50条につきましては、特定地域型保育事業の運営に関する基準において特定教育・保育施設の運営に関する基準項目の条項の準用及び読みかえについてを規定するものでございます。

51条及び52条では、特定地域型保育事業者が子ども・子育て支援法第19条第1項第1号及び同法第19条第1号第1項第2号の小学校就学前の子供に該当する子供、特別利用地域型保育並びに特定利用地域型保育を提供する場合についての基準を定めるものでございます。

附則第1条では施行期日、2条から第5条までにつきましては経過措置を定めるものでございます。なお、施行日を法の施行の日としておりますが、議案第10号と同様、平成27年4月1日から施行となるものでございます。

本条例につきましても、市町村が条例を制定するに当たっては子ども・子育て支援法において内閣府令で定める基準に従うもの及び参酌して定めるものと規定してございますので、今回参酌するものを全て含めまして基準を国の基準をもって制定いたそうとするものでございます。終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第14、議案第12号 保育の実施に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律により児童福祉法が改正され、保育所における保育の基準については条例委任を廃止し、子ども・子育て支援法施行規制に規定が設けられたことから条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 議案書42ページをお願いいたします。

議案第12号 保育の実施に関する条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたように、児童福祉法が子ども・子育て支援法による新制度の導入に伴い改正され、児童福祉法で市町村が条例で定めることとした保育の必要性事項が子ども・子育て支援法及び同法施行規則において規定されたことを受けまして、その規定を準用することから廃止いたそうとするものでございます。

施行日につきましては、平成27年4月1日から施行いたしますのでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号 保育の実施に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 保育の実施に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第15、議案第13号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第13号の提案の理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律により児童福祉法が改正されたことを受け、条例の一部改正をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 議案第13号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、条文中において関連条例の規定を引用している部分について今回改正いたそうとするものでございます。

新旧対照表9ページをお願いいたします。

4条につきましては、第1号で入所資格に関し保育の実施に関する条例第2条の規定を引用しておりましたが、先ほど議案第12号の審議の際にご説明申し上げました内容により廃止いたしましたことから、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号の事項を引用する改正でございます。

6条につきましては、従来保育所入所に要する保護者負担額につきまして保育料として納入していただいておりますが、今回保育利用料として納入していただきますことから文言の整備を行うものでございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行をいたすものでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号～議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第16、議案第14号 涌谷町地域包括支援センターの職員に関する基準を定める条例、日程第17、議案第15号 涌谷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例は、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） ただいま一括提案されました議案第14号、議案第15号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法が公布され、介護保険法の一部改正が施行されたことに伴い、これまで国が定めていた介護保険法施行規則による基準及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について市町村の条例で定めることとされたため、国の基準を十分参照した上で町独自の条項を加え、新たに制定いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 議案書44ページになります。

涌谷町地域包括支援センターの職員に関する基準を定める条例及び涌谷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてご説明申し上げます。

本条例は、ただいま町長の提案理由にございましたように、第3次一括法が公布され、介護保険法の一部が改正され施行されたことに伴い、これまで国が定めておりました介護保険法施行規則による厚生労働省令で定める基準に従い、地域包括支援センターを運営してまいりました。また、地域介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従い、指定介護予防業務を進めてまいりました。このように、地方分権の推進により今まで国の基準に従って進めてまいりました業務を市町村の条例で定めることとされたため、国の基準を十分参照した上で町の独自条項を加え、新たに制定するものでございます。

定例会資料2の4ページ、総括表で説明させていただきます。

右下をごらんいただきたいと思ひます。

「従うべき基準」、条例の内容を積極的に包括するもので、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものでございます。また、「参酌すべき基準」につきましては、地方自治体他が十分参酌した結果とし

てであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものでございます。

議案第14号につきましては、地域包括支援センターの職員に関する基準を定めるもので、第4条からなるものでございます。第3条の職員に係る基準及び当該職員の員数の基準が「従うべき基準」でございまして、そのほかは「参酌すべき基準」になるものでございます。涌谷町の実情に、国の基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情が認められないことから、国の基準に従い条例を制定するものでございます。

議案書46ページをお開きいただきます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書47ページになります。

議案第15号についてご説明いたします。

同じく定例会資料2の4ページ、総括表になります。

第1条及び第2条につきましては「参酌すべき基準」でございまして、第2条第4項までを参酌し、第5項につきましては独自基準といたしまして「事業者は、涌谷町暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない」という規定を追加したものでございます。

第3条につきましては、独自基準といたしまして事業者の指定に係る申請者の要件といたしまして「法人である者」また「法人の役員は暴力団員等でない者」の基準を追加してございます。

第4条、第5条の人員に関する基準及び運営に関する基準の第6条、第7条につきましては、「従うべき基準」でございます。

第8条から第23条の運営に関する基準につきましては、参酌した結果、基準どおりの規定を行うものでございます。

第24条の秘密保持につきましては、「従うべき基準」でございます。

第25条広告から第27条苦情処理につきましては、参酌した結果、基準どおりの規定を行うものでございます。

第28条事故発生時の対応につきましては、「従うべき基準」でございます。

第29条以降は「参酌すべき基準」でございしますが、第30条第2項におきましては記録の保存年限を2年とする基準でございしますが、文書の保存年限を介護給付費の返還請求を考え、地方自治法の規定により2年から5年間に設定いたしまして独自基準に改めたものでございます。

議案書65ページをお開きいただきます。

附則といたしまして、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号 涌谷町地域包括支援センターの職員に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 涌谷町地域包括支援センターの職員に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号 涌谷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 涌谷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号～議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第18、議案第16号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第19、議案第17号 涌谷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） ただいま一括提案されました議案第16号、議案第17号の提案の理由を申し上げます。

本案は、第1次一括法の公布に伴い介護保険法が改正され、厚生労働省令で定められておりました基準等につきまして条例委任され、平成25年3月に制定しておりました条例について今回地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、並びに介護保険法の規定に基づき介護保険法施行規則等の一部改正する省令により、議案第16号につきましては指定地域密着型サービスの事業の人員に関する基準が改正されたことに伴い、また議案第17号につきましては指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことから、関連する条例改正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 議案第16号、議案第17号についてご説明申し上げます。

議案書66ページ、新旧対照表10ページになります。

本条例は、町長の提案理由にもございましたように、第1次一括法が公布され、条例委任されたとき町独自の

条例を加えまして平成25年3月に制定した条例でございます。

議案第16号につきましては、その基本となる地域指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことにより改正をお願いするものでございます。

定例会資料2の5ページの総括表で説明させていただきます。

目次及び第6章以降の改正になりますが、「複合型サービス」の名称を、サービスの内容がよりイメージしやすい名称の「看護小規模多機能型居宅介護」に改正されたことにより改正するものでございます。

第23条、第91条、第196条の改正につきましては、外部評価の文言を削除するものでございまして、第39条に地域との連携といたしまして介護医療連携推進会議として外部の意見を聞くことを設定されているための文言の整理を行ったものでございます。

第60条につきましては、認知症デイサービスに関する規定で、リハビリの推進から「生活機能の維持又は向上を目指し」を基本方針に追加したものでございます。

第78条の2につきましては、介護の提供による事故発生時の対応について条文を追加したものでございます。

第85条、第194条につきましては、登録定員を25人から29人に改めるとともに、25人を超える分の利用定員の規定を改めるものでございます。

第113条につきましては、グループホームに関する規定で、住みなれた地域で生活できるよう、用地の確保が困難などの事情がある場合は、現在1から2の制限がございましたが、3ユニットまでできる基準の改正でございます。

議案書は72ページになりますが、附則といたしまして平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案書は、73ページになります。

続きまして、議案第17号につきましては、その基本となる指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことにより、今回改正をお願いするものでございます。

定例会資料2の5ページ、総括表で説明させていただきます。

第7条につきましては、設備の共用に関し、夜間等に利用した場合に、市町村長への届け出義務を規定するものでございます。

第9条につきましては、サービスをユニット単位で行うことからの利用定員の改正になります。

第37条につきましては、夜間に利用した場合の事故発生時の対応についての規定でございます。

第47条につきましては、地域密着型であることを踏まえ、登録定員を25人から29人に改めるものでございます。

第65条につきましては、第61条で地域の連携において協議会を設置し意見を聞くことから、この条においての外部評価の項目を削除するものでございます。

以上の施設につきましては、涌谷町にない施設でございますが、第73条につきましてはグループホームによる介護予防になりますが、議案第16号のグループホームと同様に住みなれた地域で生活できるよう、用地の確保が困難などの事情がある場合には3ユニットまでできる規定の改修でございます。

議案書75ページになりますが、附則といたしまして平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号 涌谷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 涌谷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第20、議案第18号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第18号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成27年度から平成29年度を計画期間としました第6期涌谷町介護保険事業計画に基づき、条例の一部改正をいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、介護保険事業計画により向こう3カ年の給付等を推計し、基準保険料を月額5,200円に改めようとするものでございます。

また、介護保険法の改正により全国一律の介護予防給付が平成27年4月から市町村が取り組む地域支援事業に移行されることから、この改正に対応する新しいサービスの受け皿の確保や医療機関との調整等に時間を要す

るため、経過措置を設けるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） それでは、私のほうから、条文の説明の前に保険料の算出につきまして内容をご説明いたしますので、定例会資料2の6ページをお開き願います。

これが、第1号被保険者65歳以上の方々の保険料を算出した算出表でございます。まず、今回の計画は平成27年、28年、29年の3年間でございます。上から順番に（ア）介護サービス給付費とありますが、これが介護保険で提供する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの給付費額となります。各年を順に見ていただくとおわかりと思いますが、高齢者数が年々増加傾向にありますことから要支援、要介護の認定者数も比例して増加し、給付費も年々増加が見込まれます。その結果、3年間の給付費が43億2,300万円ぐらいになると見込まれます。

次に、（イ）特定入所者介護サービス費につきましては、施設入所者のうち非課税世帯の方の食費、居住費の負担軽減を図るための補足給付の分でございます。これは3年間で1億8,900万円ぐらいが見込まれます。

次に、（ウ）高額介護サービス費につきましては3年間で7,890万9,000円、（エ）高額医療費合算介護サービス費で436万6,000円、（オ）審査支払手数料で395万4,000円でございます。これら、（ア）から（オ）の欄を合計しますと①給付費見込額合計となりまして、3年間で45億9,982万4,625円が給付費となる見込みでございます。

次に、地域支援事業費になりますが、まず（カ）介護予防・日常生活支援総合事業費でございますが、これも今回の介護保険法の改正で大きく変わったところでございます。涌谷町では、新しい日常生活支援総合事業につきましては平成29年4月からの実施を予定しております。これらを見込み、3年間で7,694万5,000円、次の（キ）包括的支援事業・任意事業費につきましては8,853万8,000円となり、（カ）と（キ）の欄を合計しますと②地域支援事業費見込額となりまして、3年間で1億6,548万3,060円の見込みでございます。

次に、③第1号被保険者負担分相当額でございますが、①給付見込額合計に②地域支援事業費見込額を加算した額の22%となりますので、10億4,836万7,691円となります。

次に、④調整交付金相当額でございますが、市町村ごとの後期高齢者の割合と1号被保険者の所得格差を調整するための調整交付金になります。その全国平均が給付費見込額の5%で、2億2,999万1,231円が見込まれます。

次に、一つ飛ばしまして⑥調整交付金見込額の算出でございますが、涌谷町は全国平均と比べて高齢者数が多く、さらに所得が低いということで、全国平均の5%を上回る率の調整交付金が見込まれます。表にありますように、⑤調整交付金見込率が平成27年度では8.14%、28年度7.74%、29年度7.27%が見込まれます。①給付費見込額合計にこれらの率を掛けて算出しますと、3年間の調整交付金見込額は3億5,446万7,000円となるものでございます。この⑥調整交付金見込額から④調整交付金相当額を差し引いた額が、涌谷町が全国平均より多く調整交付金が見込まれる金額となります。表には出てきておりませんが、計算しますと約1億2,400万円ほど増額が見込まれるものです。

なお、⑤調整交付金見込率が年度ごとに異なる理由でございますが、この率は町内の後期高齢者加入割合で国

の補正係数を加味した後期高齢者加入割合補正係数と町内の被保険者の所得段階別の割合にそれぞれ国の補正係数を掛けて、それを足し合わせた所得段階別加入割合補正係数の2つの数値から算出するわけですが、最初の後期高齢者加入割合補正係数が年度ごとに異なることから率が変わってくるものでございます。

次に、⑦財政安定化基金償還金と⑧準備基金取崩は、今回はありません。

次に、⑨保険料収納必要額の算出となりますが、①第1号被保険者負担分相当額に④調整交付金相当額を加算し、そこから⑥調整交付金見込額を差し引いた額が9億2,389万1,922円となります。向こう3年間で65歳以上の方々からおさめていただく総額となり、介護保険料として必要な額となるものでございます。

次に、この額に収納率98%を見込み、⑩所得段階別加入割合補正後被保険者数1万5,032人で割りますと⑫第6期保険料基準額の年額として6万2,398円となります。これを12カ月で割りますと⑬の第6期保険料基準月額5,200円となるものでございます。

次の7ページをお開き願います。

これは、国で作成しました保険料率の段階を示した標準的なものでございます。上の図が現行のものですが、涌谷町は特例第3段階はありません。下の図が見直し後のものです。涌谷町もこれに倣い、第5期計画の標準6段階から第6期計画では標準9段階へ改正し、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行う予定としております。この図の左側、第1段階が所得が低いほうで、右に行くにつれ所得が高い方の保険料率となります。下の新5段階が基準となりますので、ここに該当する方が月額5,200円となるものでございます。今回の改正案では、上の図の現行の第5段階、第6段階の方々を下の図の新第6段階から新第9段階への所得の比較的高い層を細分化したものでございます。また、町民税の非課税世帯の方が対象となる下の図の新第1段階から新第3段階の色の濃い部分は、新たに国費を投入して今後段階的に軽減する部分となります。ただし、この軽減はまだ国で介護保険法施行令が改正されていけませんので、今回の介護保険条例改正案では軽減前の率で改正をお願いすることになります。その後、施行令が改正され次第、条例も改正し、このように軽減を図っていくものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

これは、第5期と第6期の比較の表でございます。右側の第6期（案）とごらん願いますが、今回3回にわたって条例改正をし、段階的に軽減を図っていくものです。

最初は、平成27から29の介護保険法施行令改正前の欄の保険料率、保険料をごらん願います。先ほどご説明しましたように、9段階として第1段階については保険料率0.5で2,600円、第2段階は0.75で3,900円と以下ごらんのとおりでございます。この部分が、今回改正をお願いするところでございます。その後、介護保険法施行令が改正されましたなら、それにあわせて条例改正をお願いし、改正後の率となり軽減が図られるものとなります。

この軽減の財源は、消費税の増税分となりますことから、施行令の改正は2段階の改正が予定されております。1回目がことしの4月までに改正が予定されており、この表の今見ていただいた右側、平成27から28の介護保険法施行令改正後（1）をごらん願います。平成27年度、28年度分の第1段階の保険料率を0.05軽減し、保険料率を0.45、保険料を2,340円に引き下げる予定となっております。その後、2回目は消費税を平成29年4月から10%に上げることが正式に決まれば、再度施行令が改正され、さらに右側の平成29の介護保険法施行令改正

後（２）をごらん願います。平成29年度分の第1段階から第3段階までをそれぞれ表のとおり軽減を図り、引き下げる予定となっております。

以上について、保険料の算出についての説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、介護保険条例一部改正で、今健康課長から説明ありましたように介護保険法の施行令改正前の第1回目の改正をご説明したいと思います。

議案書は76ページ、77ページ、それから新旧対照表につきましては48ページ、49ページをお開きください。新旧対照表のほうでご説明申し上げます。

改正の主な内容につきましては、今説明あったように2点でございます。まず、1点目はこれまで6段階方式から9段階方式への段階の変更でございます。2点目は、平成27年度から平成29年までの第6期介護保険事業計画の策定による保険料率の改正でございます。第5期の保険料の月額が4,000円でありましたが、第6期においては基準保険料が5,200円に引き上がるものでございます。

それでは、第3条第1項を説明いたします。第6期計画期間の27年から29年の3年間になるという変更でございます。それから、先ほど言ったように第6段階を第9段階に変更するというので、ここには年額で額を示しております。全部読み上げなくてもいいですよ。それで、その年額をどのように出しているかというのは、定例会資料の先ほど説明あった8ページに5,200円と書いた段階の中でありますので、それを参照していただきたいと思います。第1号については3万1,200円、第2号については4万6,800円、これは年額です。それから、第3号については4万6,800円、ここが先ほど段階別に改正になるということで同じ額になってございます。第4号については5万6,160円、第5号については、これは基準でございますが6万2,400円、それから第6号については7万4,880円、第7号については8万1,120円、第8号については9万3,600円、第9号については10万6,080円というような金額になるものでございます。

それから、次に第5条の第3項につきましては、第6段階から第9段階に改正されることによる号の追加でございます。

それから、議案書のほうにちょっと戻っていただきたいと思います。

議案書の中ほどに、附則に次の1条を加えるということで出ております。これにつきましては、附則に第10条を加えて、その条文が上位法におけるそれぞれ各事業の施行期日の経過措置を定めたものでございます。先ほど福祉課長のほうからいろいろ説明ありましたけれども、その事業を段階的に経過措置を見て実施していくということでございます。

この条例の一部改正につきましては、27年4月1日から施行されることとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。5番。

○5番（杉浦謙一君） では、ちょっとお聞きしますけれども、第1段階、第2段階、これからどうなるかわかりませんが、いずれ引き下がるという話もありましたが、これまで料金が改定されていたのは200円程度、300円程度がこれまででしたけれども、基準額が1,200円月額上がるという状況が、この上げ幅はこれまでにならぬ上げ幅、そして第1と第2段階は600円上がるというふうな状況でありますけれども、担当課としては大分苦

労したんじゃないかなと思うんですけども、その点ではどういった点でこの低所得者に対する手当てというか、そういった点を少し、どういう考えがあったのかなと思ってちょっと質疑してみました。

○議長（遠藤稯雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） まず、今回4,000円から5,200円に1,200円上昇したわけですが、その理由につきましてもまずは給付費の増、これが第5期と第6期を比較しますと給付費で3年間で8億3,000万円ほど増加しております。増加率としましては21.1%、これが保険料に1,012円ほど影響しております。それから、もう一つは1号被保険者の負担割合が第5期では21%でしたが、第6期では22%と1ポイント上昇しまして、この分で保険料が264円ほど上がりまして、合わせて1,277円ですけれども今回1,200円、月、上昇したという内容になります。

それで、1段階から3段階の非課税世帯の方なんですけれども、これはあくまでも保険料率は国の標準保険料に合わせまして改正をいたそうとするものでございます。そして、あと説明しましたように今後施行令が改正され次第、軽減を図っていきたいと考えております。終わります。

○議長（遠藤稯雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 介護保険、大分計算してみても、一般会計からの繰り入れを介護保険法の中の一般会計からの負担ということでもありますけれども、それにこの定例会資料の中ではどういった扱いになっているのかと。総事業費も大幅にふえてはいるんですけども、これは法改正によってそういった点でもありますけれども、その涌谷町の一般会計における負担というのはどういった関係になっていますか。

○議長（遠藤稯雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） この表の中につきましては、介護保険料の算出につきましては、一般会計からの繰り入れは全然見込んでおりません。以上です。

○議長（遠藤稯雄君） 税務課長。今の2番目の説明ですね。

○税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 杉浦議員さんも多分おわかりだと思うんですけども、第5期の4,000円と定めたときに、私、以前担当課長だったんですけども、基準が4,700円くらいで計画は出てきたわけですね。ただ、24年から26年までの間で、24年というと震災の次の次の年です。それで、今、介護保険料が上がったんでは低所得者の方、それからご高齢の方々の負担が増になって重税感を感じるだろうということで、この議会にご提案して基金を半分取り崩して、当時1億4,000万円くらいあったんですけども、その半分、7,000万円を取り崩して4,000円に抑えたという経緯がありました。それで、今回5,200円ということで一気に上がったような感じがしますがけれども、段階的には上がってきているということをご理解いただきたいと思います。終わります。

○議長（遠藤稯雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 基金の話は、崩すこともできないというのは承知の上なんですけれども、しかし介護保険法の中では一般会計の負担というのはちゃんとそれぞれにおいて、介護予防特定地域支援事業に関しても負担割合は明記されているわけでありまして、その点でこれまで負担をしていなかったということなんですかね。この料金を見込むときに、その負担の割合というのは考えていなかったということですか。

○議長（遠藤稯雄君） 健康課長。町のルール分、説明ください。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 介護保険、この事業で地域支援事業費の関係だと思わなければならないけれども、これでは、27年度は、27年度、28年度ですけれども、これは3%を見込んでおります。これは、ルールでございます。そのほかに地域支援事業でそのほかの分につきましてもルールで、それは当初予算とかにありますけれども、地域支援事業繰入金ということで、これも例えば介護予防につきましては給付費の12.5%、それから包括的支援事業につきましては給付費の19.5%というルールに基づいて繰り入れはしております。それ以外の分というか、3%は、それもルールで見込んでいますのでございます。

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。ほかにもございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第18号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数であります。

よって、議案第18号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。再開は午後1時であります。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第21、議案第19号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第19号の提案の理由を申し上げます。

本案は、独立行政法人通則法一部を改正する法律が平成26年6月13日に交付され、平成27年4月1日から一部施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書78ページ。

議案第19号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表の50、51ページをお開きいただきたいと思います。

まず、この条例は個人情報の適正な取り扱いの確保、町が保有する個人情報の開示等の権利等を明らかにする目的の条例でございます。

第17条（個人情報の開示義務）の中で開示義務の例外情報のさらに例外項目を規定しておりますが、独立行政法人通則法が改正されたことにより、従来「特定独立行政法人」と呼ばれていたものが廃止され、新たに独立行政法人の分類が定められました。それで、該当する法人名が「行政執行法人」となったことから第1項第2号ウの中で引用していた法の項の番号と法人名をそれぞれ改正後のものに置きかえるものでございます。

議案書に戻ってください。

附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第22、議案第20号 涌谷町行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第20号の提案の理由を申し上げます。

本案は、行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に交付され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書79ページでございます。

議案第20号 涌谷町行政手続条例の一部を改正する条例でございます。

これも新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の52ページ、53ページをお開きください。

まず、この条例は行政手続法の趣旨にのっとりまして処分、行政指導及び届け出に関する手続に関し、行政運営における公平の確保と透明性の向上を図り、もって町民の権利、利益の保護に資することを目的とするものでございますが、今回の改正の主な内容は許認可権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めでございます。

それで、新旧対照なんですけど、まず目次で改正後のほうを見ていただきたいんですけども、第4章、行政指導のところでは第34条の2の追加により変更になっております。その下、第4章の2、処分等の求めにつきましては、第34条の3の追加により改正になっております。それから、第2条の定義につきましては、改正前は平仮名で当てていたものを漢字に今回直すものでございます。

それから、53ページの第3条にまいりまして（適用除外）、これの右側ですけども、これも第34条の3の追加により変更になったものでございます。それから、その下から、第3条のその下から第4条、そして56ページの第28条まで、これは全部平仮名を漢字にかえたものでございます。58ページの第28条まで、平仮名を漢字にかえたものでございます。

続きまして、第33条、ここからが今回追加になったところでございます。第33条（行政指導の方式）の第2項が今回追加となった部分でございます。内容は、行政指導をする際に町の機関が許認可等をする権限、または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対しまして、（1）その根拠となる法令の条項、（2）その条項に規定する要件、（3）当該権限の行使がその法令の要件に適合する理由を示さなければならないというものでございます。

次の第3項は、第2項が追加されたための項番号等のずれでございます。

次の第34条の2（行政指導の中止等の求め）及び第34条の3（処分等の求め）についても今回追加となったものでございます。

まず、第34条の2第1項では、「法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした町の機関に対し」「当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる」とされ、続きまして第2項では申し出をする際の申出書の記載事項を列挙しております。また、第3項では行政指導の中止等の求めがあった場合、町の機関のとるべき措置を規定しております。

次に、第34条の3（処分等の求め）では、第1項で法令に違反する事実が是正されるべき処分または行政指導がなされていないとき、何人も権限を有する町の機関等に当該処分または行政指導を求めることができるとされ、第2項では申し出をする際の申出書の記載事項を列挙しております。また、第3項では処分の求めがあった場合の町の機関等のとるべき措置を規定しております。

それでは、議案書の81ページをお開きいただきたいと思います。

附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号 涌谷町行政手続条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 涌谷町行政手続条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第23、議案第21号 涌谷町交通安全指導員条例及び涌谷町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第21号の提案の理由を申し上げます。

本案は、交通安全指導員が交通安全指導の職務に従事した場合の費用弁償、及び消防団員が消火活動や訓練等の職務に従事した場合に支給する費用弁償について改正するものでございます。

詳細につきましては担当室長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 防災交通室長。

○総務課参事兼防災交通室長（小島 昭君） それでは、議案書82ページをお開き願います。

議案第21号について説明いたします。

ただいま町長の提案理由にありましたとおり、交通安全指導員と消防団員の費用弁償を改正するものでございます。涌谷町交通安全指導員条例の一部の改正につきましては、第6条第1項中「1,700円」を「2,000円」に改めるものでございます。涌谷町消防団条例の一部改正につきましては、第12条第1項中「1,700円」を「2,000円」に改めるものでございます。

提案に至った経緯でございます。平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が定められました。この中で、地方自治体を実施すべきことの一つとして地域防災力の中核を担う消防団員の確保と充実強化を図る措置を講ずるものとしてございます。町としましては、法の趣旨を鑑みて消防団員の待遇と装備について現状の分析を行い改善策を検討してきたところでございます。

定例会資料2の9ページをごらん願います。

検討した結果がごらんの表でございます。現状分析につきましては、年額報酬と費用弁償の2点について行っております。年額報酬につきましては上段の右下の表のとおりですね。管内の町平均で98.3%で、若干下回

っている現状でございます。次に、費用弁償でございますけれども、中段の表の右下のとおり管内町平均を若干下回っている状況でございます。このような現状から、今回は年額報酬は据え置き、費用弁償を改正することとしたものでございます。

次に、右の表をごらんください。交通安全指導員の費用弁償の改正についてでございます。交通安全指導員につきましては、町としましては交通安全対策上の立場から安全で安心なまちづくりを担う重要な役割であるものと考えてございます。そのようなことからしまして、消防団員と同様な課題に基づいて現状分析を行ったものでございます。年額報酬の現状につきましては、上段の表の右下のとおり95.9%と若干低くなってございます。一方、費用弁償につきましては、中段の表の右下のとおり94.4%となっております。以上のことから、年額報酬は据え置き、費用弁償を改正することで大崎管内他市町との整合性を図っていきたいと考えてございます。

議案書に戻っていただきます。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行すると規定するものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号 涌谷町交通安全指導員条例及び涌谷町消防団条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 涌谷町交通安全指導員条例及び涌谷町消防団条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第24、議案第22号 公民館条例及び涌谷町公立学校その他教育機関の施設使用条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第22号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷公民館の使用再開及び勤労青少年ホームを用途廃止し、平成27年4月1日から涌谷公民館の附属施設として使用することに伴い、使用料等の関連条文を改正するものでございます。また、涌谷町公立学校そ

の他教育機関の施設使用条例につきましては、公民館条例の一部改正に伴い、関連する使用料の公民館の項を削るなどの一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） それでは、議案第22号 公民館条例及び涌谷町公立学校その他教育機関の施設使用条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書83ページをお開き願います。

ただいま町長からの提案理由のとおりでございまして、説明につきましては条例案新旧対照表の60ページをお開き願います。

公民館条例新旧対照表第1条関係でございます。まず、公民館条例の題名を「涌谷町」を加え「涌谷町公民館条例」に改めるものです。

第1条中、昭和24年法律第207号の次に、「以下「法」という。」を加えるものです。

第2条第1項中、「涌谷町に」を「教育、学術及び文化の振興並びに普及を図り、もって町民の教養と文化水準の向上及び福祉の増進に資するため、」に改め、同条第2項の表から「所管区域」「涌谷地区」「箕岳地区」を削るものでございます。

次の61ページになります。

第3条第1項中、「社会教育」を削り、同条を7条とするものです。

4条中、「公民館の管理運営及び公民館運営審議会の運営に関し」及び「教育委員会」を削り、同条を8条とするものです。

前のページにお戻り願います。

改正後の第2条の次に、次の4条を加えるものです。第3条では（職員）、第4条で（使用料）、第5条で（使用料の減免）、第6条で（目的外使用の禁止）を加えるものです。

別表、使用料につきましては、涌谷町公立学校その他教育機関の施設使用条例の別表使用料と同額でお願いするものでございます。

表中の使用料でございますが、午前午後とも同額でございます。夜間は少し高くなっております。区分では、交流ホール、午前午後とも4,500円、夜間6,000円、視聴覚コーナーから和室の3まで午前午後とも2,500円、夜間が3,500円、調理実習室が午前午後3,000円、夜間4,000円でございます。

次に、涌谷町公立学校その他教育機関の施設使用条例、新旧対照表第2条関係でございます。

改正前の題名から「その他教育機関」を削り、改正後の題名を「涌谷町公立学校の施設使用条例」に改めるものでございます。

第1条中、「その他教育機関」を削り、題名のとおりとするものでございます。

次の63ページになります。

別表中、区分の学校の「屋外体育館」の「屋外」を削り、「学校の体育館」に改めるのと、同表から「涌谷公民館」の部を削るものでございます。

議案書85ページにお戻り願います。

附則の施行期日でございますが、第1項、この条例は平成27年4月1日から施行する。

第2項では、施行日の前日までに、廃止前の涌谷町勤労青少年ホーム条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の涌谷町公民館条例の相当規定によりなされたものとみなすのと、第3項、涌谷町暴力団の利益とある公の施設の使用の制限に関する条例の一部を次のように改正する。この条例は、暴力団の利益となる公の施設の使用を制限することにより、町民生活の安全と平穩の確保を図り、もって町民福祉の増進に資することを目的といたしております。別表を次のように改めるもので、別表の2条関係でございますが、公の施設は次の第1項から次のページの第9項まででございます。

以上、説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（門田善則君） 今度、新しく公民館法のほうが建てかえされてこういった形だと思うんですが、ちょっと減免のことをお聞きしたいんですけども、減免というのがこの条例の中にあるわけですが、規定としてどういった方々が減免対象になるのかお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） それでは、門田議員さんのご質問にお答えいたします。

減免の規定でございますが、条例では町長ということであっております。細部にわたる減免の内訳については、規則で定めております。これは、さきに行われました全員協議会でご説明しているとおりでございますが、再度復唱させていただきます。

規則の10条で減免の割合をうたっております。第1号では、町または教育委員会が主催して使用する場合、100分の100、全額でございます。次に、2号、社会教育法に定める団体、あとそれから自治会等ですね。地域関係団体が目的達成のために事業を使用する場合、100分の100というようなことで、これまで公民館でいろいろ講座とかそういった関係で使われてきております。サークル活動のそういう団体等もこれに該当するわけでございます。あと、3号では国、県、広域法人等が使用する場合、100分の50、50%の減免でございます。あと、町また教育委員会の後援を得て使用する場合、100分の25の減免。第5号では、前各号に定める者のほか、教育長が必要と認める場合、100分の100以内で減免を行うといった内容でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） なぜもう一度聞いたかということなんですけれども、曖昧に説明も我々できないものから、きちんとした形の中で。問題なのが、仮にスポーツ少年団の子供たちはお金を生みません。そういう方の競技をやる場合に、事前に集まりを親がして集まらなければならないことが多分に多くあります。そうした場合の位置として、お金を生まない子供たちの部分をやってあげる親御さんたちが会議を開くときに、お金を取られるようであってはならないというのが私の考えです。その辺についての曖昧さをきちんとお聞きしたいということなんです。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） ただいま門田議員さんのおっしゃったとおりでございます。そういった関係で、今回は規則でしっかりとそういったような部分で社会教育団体といったような部分で、2号で捉えて……。

（「入れてもらえるんだね、その中に」の声あり）はい。これは入れますので、お話ししたいと思いま

す。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号 公民館条例及び涌谷町公立学校その他教育機関の施設使用条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第22号 公民館条例及び涌谷町公立学校その他教育機関の施設使用条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第25、議案第23号 涌谷町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第23号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町農村環境改善センターの位置の訂正を行い、運営委員会について条文の整理等を行うものでございます。また、冷暖房設備の使用につきましては、規則で別に定めたことに伴い関連する項を削る一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） それでは、議案第23号 涌谷町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書87ページをお開きください。

ただいま町長からの提案理由のとおりでございまして、説明につきましては条例案新旧対照表の65ページをお開き願います。

第2条第2項の表中、190番地の次に「1」を加えるもので、これにつきましては分筆したことによる地番訂正を行うものでございます。

第4条の（運営委員会）を第8条に繰り下げたことで、第5条から8条が条ずれにより第4条から第7条に繰

り上がるものです。

次のページをお開き願います。

別表の備考の第1項は、先ほどの町長の説明にありましたとおり、この部分は冷暖房の関係でございますので、規則で定めましたので、この項を削ったことにより第2項から第4項が条ずれにより、第1項から第3項に繰り上がるものでございます。

議案書88ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号 涌谷町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 涌谷町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第26、議案第24号 女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定等の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第24号の提案の理由を申し上げます。

本案は、女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定を登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町を甲とし、東北電力株式会社を乙とし、宮城県を立会人として締結しようとするものと、女川原子力発電所の安全確保に係る覚書を同5市町を甲とし、宮城県を乙として締結しようとするもので、涌谷町自治体間交流の協定等に係る議決等に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

協定及び覚書の締結の経過についてでございますが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって東京電力福島第一原子力発電所が水素爆発を起こし、過酷事故となったことは議員皆様ご承知のとおりでございます。国では、福島第一原子力発電所の事故を契機として原子力防災対策を大きく見直し、新たに原子力規制委

員会を平成24年12月に発足させました。原子力規制委員会は、新たな原子力災害対策指針を策定し、その中で原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を原子力発電所から30キロメートル圏域まで拡大し、緊急時防護措置準備区域、いわゆるUPZを定めたものでございます。当町においては、短台区、大谷地区の一部が東北電力女川原子力発電所から30キロメートル圏内に含まれることから、両行政区の全域がUPZ圏域内となるものでございます。

県内では、当町のほかに登米市、東松島市、美里町、南三陸町がUPZを含む関係市町となるものでありますが、この2市3町によって平成25年7月8日に女川原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定の締結と広域避難に係る連携を目的としてUPZ関係首長会議を設立したものでございます。平成25年11月22日には、宮城県東北電力株式会社を含めた第1回UPZ関係首長会議を開催し、協定についての協議を行ったところでございますが、協議については①宮城県の立ち位置について、②立入調査について、③適切な処置の報告について、④新增設についての事前協議か事後報告かの4点について合意に至らず、継続審議になっていたものでございます。審議につきましては、継続されていたところ、平成27年1月15日に首長懇談会が開催され、先ほどのようなご説明いたしました4つの相違点について5市町の合意が調い、平成27年2月20日に宮城県及び東北電力株式会社を交えてのUPZ関係首長会議を開催したところ、3者においてもこのたびお示しいたしました協定書及び覚書のとおり協議が調いましたので議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当室長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 防災交通室長。

○総務課参事兼防災交通室長（小島 昭君） それでは、議案第24号についてご説明申し上げます。

議案書の89ページから93ページでございます。

本案につきましては、先ほど町長の提案理由にもありましたとおり、女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定と「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書（案）について議決をお願いするものでございます。

それでは、まず協定書（案）について説明申し上げます。

90ページをお開きいただきたいと思います。

登米市ほか4町につきましては、以下「甲」と申し上げます。東北電力につきましては、以下「乙」と申し上げますので、ご了承いただきます。また、「立地自治体との安全協定書」とは平成17年4月1日付で宮城県女川町及び石巻市と乙が締結した「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」を指します。議会の資料として別添配付させていただきます。ご参照願います。

それでは、協定書についてご説明申し上げます。

前文におきましては、女川原子力発電所に関して甲の区域の住民の安全の確保を図るために宮城県を立会人として協定を締結するものとしてございます。

以下、全部で13条で構成されてございます。

第1条につきましては（関係法令の遵守）、第2条につきましては（情報公開）について規定してございます。第3条につきましては（異常時の通報連絡）についての規定でございます。乙は、次の第1号から第16号に該当するときに、直ちに甲にその状況を通報連絡するものとしてございます。1項目ごとに説明をさせていただ

きます。

第1号、「原子力災害対策指針」で示された警戒事態に該当する事象等が発生したとき。これにつきましては、宮城県内で震度6弱以上の地震が発生したとき、それと宮城県内において大津波警報が発令された場合でございます。

次に、第2号でございますが、「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に規定する事象が発生したとき。該当する事項、2つございます。1つとしまして、発電所の外からの電気の供給が全て停止かつ発電所内の非常用交流電源が全て喪失した場合の状態が5分以上継続した場合でございます。2つ目としましては、原子力発電所の敷地境界付近において5マイクロシーベルト・パー・アワー以上の放射線量を検出したときでございます。

第3号につきましては、原災法第15条第1項各号のいずれかに該当するときでございます。2つございます。1つ目としましては、発電所の外からの電気の供給が全て停止かつ発電所内の非常用交流電源が全て喪失した場合が30分以上継続した場合でございます。2つ目としましては、原子力発電所の敷地境界付近において5マイクロシーベルト・パー・アワー以上の状態で放射線量が検出された場合でございます。

第4号につきましては、原子炉施設の故障等により原子炉の運転が停止したとき、または停止することが必要となったときでございます。

第5号は、非常用炉心冷却設備等工学的施設が計画外に作動したとき。

第6号につきましては、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが管理区域外に漏れたときでございます。

第7号につきましては、発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

第8号は、放射性物質の盗取または所在不明が生じたときでございます。

第9号につきましては、発電所敷地内において火災事故が発生した場合でございます。

第10号につきましては、放射線業務従事者の線量が法令に定める線量限度を超えた場合でございます。

第11号につきましては、前号に定める基準以下の被曝であっても、被爆者に対して特別な措置を行ったときでございます。

第12号でございますけれども、管理区域内で人に傷害が発生したときでございます。

第13号は、発電所敷地外において放射性物質の輸送中に事故が発生した場合でございます。ここで言う放射性物質とは、使用済み燃料や低レベル放射性廃棄物を指します。

第14号でございますけれども、ほかの同型原子炉において事故または故障が発生し、発電所の運転を一時停止しなければならないおそれがあるときでございます。この条項につきましては、ほかの発電所へ事故等が発生した場合、女川原子力発電所においても同様の事故が起り得ると判断し、点検等のため運転を停止する必要があると判断した場合を言います。なお、この場合の判断につきましては、乙が行うとしてございます。また、その場合、原子力規制庁から指示文書が来た場合については乙が運転を停止して点検を行う場合も含まれます。

原子炉の形式でございますけれども、2つございます。一つは沸騰水型原子炉、もう一つは加圧水型原子炉でございます。女川原子力発電所は、沸騰水型原子炉でございます。この形式につきましては、福島県にあります福島第一原子力発電所など全国で8カ所ございます。

第15号につきましては、各項目のほか「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象が発生した場合でございます。

第16号につきましては、放射性物質の漏えいを伴う事象等「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象に該当するおそれがある事象が発生したときでございます。

以上が、第3条に規定する異常時の通報連絡に該当する項目の説明でございます。

次に、第4条につきましては（平常時における連絡）についての規定でございます。

第5条については、（連絡の方法等）について規定してございます。

第6条でございますけれども、（立入調査）について定めてございます。第1項におきましては、甲は宮城県が「立地自治体との安全協定書」第10条による立入調査を実施するときは、事前に宮城県の了解を得た上で甲の職員も立入調査ができることとしてございます。第2項につきましては、立入調査によって確認した事項については、宮城県を通じて乙に意見を述べるができることとしてございます。第3項、第4項、第5項につきましては、立入調査に同行する手続についての規定でございます。

次に、第7条についてでございますけれども、（適切な措置の報告）についてでございます。乙は立地自治体との安全協定に基づく適切な措置の要求を受けた場合、その内容を甲に報告するものとしてございます。「立地自治体との安全協定書」第11条においては、立地自治体は立入調査の結果、地域住民の安全確保のために特別な措置を講ずる必要があると認めた場合には、乙に対して発電の制限等適切な措置を講ずることを求めるものとし、乙は誠意を持ってこれに応ずるものとしてきてございます。その措置要求があった事項について、乙は甲に報告するというものでございます。

次に、第8条については（計画等に関する報告）についての規定でございます。乙は、「立地自治体との安全協定書」第12条による原子炉施設及びこれに関連する施設等を新增設しようとするとき、または変更しようとするときは、立地自治体への申し入れを速やかにその内容を甲に報告するものとし、立地自治体より申し出に対する回答を受け取った後、速やかにその内容を甲に報告するものとしてございます。

第9条については（損害の賠償）、第10条については（防災対策）、第11条については（広報）についての規定でございます。第12条につきましては（協定の改定）について、第13条は（その他）について規定しているものでございます。

以上で、安全協定についての説明を終わります。

次に、94ページをお開きください。

「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書（案）についてご説明申し上げます。

この覚書は、宮城県（以下「甲」という）並びに登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町（以下「乙」という）は、甲が行う甲、女川町、石巻市及び東北電力株式会社が締結する原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書に基づく規定等に対する事前了解の回答をするに当たって、下記の手続を経ることを確認するというものでございます。

甲、女川町、石巻市及び東北電力株式会社が締結する女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書第12条において、東北電力株式会社が原子炉施設及びこれと関連する施設等を新增設しようとするとき、または変更

しようとするときは、甲、女川町、石巻市に対して事前に協議をし、了解を得るものとして規定してまいります。いわゆる事前了解と言われるものでございます。

それに対しまして、乙が甲を立会人として東北電力株式会社と締結しようとする協定につきましては、先ほど説明しましたとおり東北電力株式会社が立地自治体に申し入れ後、速やかに乙に報告するものとしてまいります。また、立地自治体より申し出に対する回答を受け取った後に、速やかにその内容を乙に報告するものとしてまいります。いわゆる事後報告と言われるものでございます。この事後報告につきましては、一部の自治体から無立地自治体と同様に事前了解を協定書の中に盛り込むべきとの意見が出され、協議を重ねたところがございます。結果としましては、協定はそのまま生かして、それを補足する意味合いで甲と乙の間で下記条項についての覚書を締結しようとするものでございます。

覚書の内容について説明いたします。

1項目目につきましては、甲は女川原子力発電所に関する事前協議があった場合には、甲としての事前協議の回答を行う前に回答内容を乙に説明するというものでございます。

2項目目でございますけれども、前項の説明に対し、乙から東北電力株式会社に対して意見書の提出があった場合には、その意見書を甲の回答に添付するものというものでございます。

この覚書の趣旨につきましては、乙がそれぞれ女川原子力発電所の原子炉施設及びこれと関連する施設等の新増設に関する意見がある場合には、甲を通じて東北電力株式会社に対して意見を述べることができるというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。5番。

○5番（杉浦謙一君） 住民の安全確保に関する協定ということでございますけれども、この協定の画期的な部分というのはどういった部分なのか。そしてまた、もし問題点があるとしたらどういった点があるのかお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 防災交通室長。

○総務課参事兼防災交通室長（小島 昭君） まず、説明の際でちょっともうし忘れましてので、つけ加えさせていただきます。

この協定等をご確認いただいた後に、年度内中に2市3町と東北電力で調印する運びになってまいります。

質問でございますけれども、25年の11月、第1回目の首長会議の際は、先ほど町長が説明したとおり2市3町、4つの意見について合意がないまま出したということでございます。その25年の11月の際の協定の内容なんですけれども、第6条、第7条、第8条、これにつきましてはUPZ自治体として東北電力に対して何ら意見を述べるできないという内容でございましたけれども、協議によって第6条におきましては立入調査後、町の意見を述べるができる。それから、第7条につきましては第6条の関係でございまして、立入調査の後に意見を述べるができるというものでございます。第8条の計画等に関する報告につきましては、これについても電力さんからPAZ自治体に事前協議を行った後、速やかに報告を受けるという内容でございましたけれども、これに対してもUPZ自治体が宮城県からの回答をもらった後、町としての意見を述べるができるということで、町として電力さんに意見を述べるができるというものでございます。

問題点につきましては、ちょっと私のほうから言うのは……。課題については、ちょっと私のほうから答えにくいと思いますけれども。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、ございますか。課題について。（「では、私から」の声あり）防災交通室長。

○総務課参事兼防災交通室長（小島 昭君） 今、PAZ自治体とUPZの協定を比較してもらえればわかるんですけども、やはり電力さんにおきましてはPAZ自治体とUPZ自治体に対する重さがあるもので、ただ2市3町につきましてできる限り電力さんから情報をもらって、安全に対して住民に対する情報の提供あるいは議会に対する説明責任を果たしたいということでやってございまして、現段階において精いっぱいやっていると思っております。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 非常に長い間の、平成25年度から大分審議を首長会議から随分やっていらっしゃるんですけども、中身を読みますといろいろ課題というか、条文そのものが原子炉が稼働しているような条文があって、そこに稼働ありきなのかななんて思うんですけども、もしこれを町民の人たちが見た場合に涌谷町が再稼働を容認しているんじゃないかと思っている方ももしかしたらいるかもしれないんですけども、そういった点では、これはつくって認めるものなのかということなんですけれども、もしそういう意見があったらどうするんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 防災交通室長。

○総務課参事兼防災交通室長（小島 昭君） お答えいたします。

25年の11月の首長会議の協議で合意がなされなかった後、2市3町の首長さん方が集まって言われたことは、協定の締結は女川原子力発電所の再稼働を前提とするものではなく、今女川に原子力発電所があること自体が危険であるという認識に立って、協定書の案文を練ってほしいということでございます。なお、去る2月の15日ですか、首長会議があったわけですけども、終了後の記者会見においても女川原発の再稼働を容認するのではないということは、代表幹事の登米市長も語っております。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。8番。

○8番（門田善則君） 全協のほうでも説明はあったわけですが、単純にお聞きしたいのは立地、ある場所、女川町と石巻市との協定はとっくにありわけですけども、これを見るとそれに近い協定を今回他市町でも結びましようということなんだと私は思いますけれども、だったならば、だったならばなんですけれども、じゃあ立地自治体は国もしくは東北電力からどのくらいの恩恵と申しますか、何らかはあるんではないかというふうに私は思っております。交付税なり、もしくは東北電力から何らかの支援と申しますか。

私は、事故が起きた場合、今回の福島第一原発のことを考えれば、30キロメートルとか50キロメートルとか区切りをつけたって空気は、目に見えない放射能は飛ぶんですよ。した場合には、そこにある場所もだけれども、涌谷町だって同じ被害になるんではないかというのが私の考え方です。そういった面からすると、涌谷町は一切国からもそういったものを受けていないはずですから、その辺の考え方を今後どうしていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 私のほうから、その関係と関わらせてお話しさせていただきたいというふうに思います。

確かに立地自治体は何らかの恩恵があると、立地自治体だけにそういう支援という姿があるというふうには私は聞いておりますけれども、このUPZ、30キロ圏内の姿では、それを求めるものではないと。あくまでも、町民の安全・安心のために担保するものだというので一致させております。そうあって、当然とにかく立地自治体と同じような危険性が及ぶということについては、金の問題等々ではないということをご理解をいただきたいというふうに思いますし、先ほど稼働を前提とした協定なのかという質問がございましたけれども、やはり稼働云々ということじゃなくて、現実存在するという担保をいたしまして、稼働しようが稼働しまいが、いわゆる住民の安全あるいは有事の際のいち早い措置というものが必要になってくるということでの認識で、共通した事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） なぜ今回そのことを聞いたかということは、福島第一の問題で立地の大熊町、実質被害を受けたのは50キロも離れた村が被害を受けているわけですよ。そういった場合に、その村の方が、やっぱり私が前者に述べた質疑を、質疑をというか、村民がそういう言葉を吐いたんです。あそこは、もう東電から相当の恩恵を受けている、我々は受けていなかったと。でも、事故として起きたときに同じだったということをおっしゃった方がいたんですよ。そのことを踏まえると、我々ももし同じことになった場合にはそうなるであろうと。だからといって、お金の問題ではないと私も町長と同じ考えではありませんけれども、でもできたときから恩恵があった人と突然事故に遭って同じ被災をしたという、何か矛盾するような気もするというその村民の言葉も私もわかるわけですよ。だから、その辺をやっぱり今後何らかの形でやっぱり我々も、議会もそうなんですけれども、考えなければならぬのかなと。福島がいい例だというふうには私は思っております。その辺について、町長も答弁しにくいとは思いますが、もし何かあればお答え願います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 今、原子力規制委員会のほうでいろいろと具体的な、あるいはそういう広域避難等々についてやはり相当影響のある地域が出てくるだろうということで、今対応をしようというふうな話はお伺いしております。現実には石巻の市長さん、30キロ圏という危険性を強調しておりますので、いずれそういう面について具体的な数値、あるいはそういう状況等々が把握されるような危険性が及ぶというような状況が見られるような具体的な数値等々が出てくれば、それなりの措置というものが必要になってくるのではないかなというふうな考えでおります。

この協定は、これで完全という姿ではなく、これからはいろんな事象等々が出てきた場合、5市町でいろいろと問題点を抽出いたしまして、これと合わせていわゆる東北電力等々に対しましていろいろと県を通じながら、あるいは県とともに対応をするということでございますし、当然この協定の中も改正される事項が出てくる状況があるだろうということでございますので、これが全てではないと。今から出発する危険性に対する課題だということで、考えていただければいいのかなというふうに思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 了解なんですけれども、私とすればやっぱり福島の経緯があるわけですから、国のほうに対して、別に東北電力からどうのこうのではないですが、国からやっぱりそういうような見方をしていただいて、ある程度、避難訓練だとか何かとかとしなきゃいけないわけですから、ほかの市町村ではしなくてもいいわけ

ですから、そういった町民意識もあるので、やっぱりある程度の国からの考えをいただくことが大事だと思いますので、その辺、町長としてもやっぱり国のほうにうたてていただければなというふうに。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。6番。

○6番（大平義孝君） 前者の皆さんがさまざま質疑されましたので、私からは1点だけですけれども、この協定書の中に6条、「事前に宮城県の了解を得た上で、甲の職員を同行させることができる」、これは石巻と女川の文章もこのような形になっていますけれども、微妙に違いますけれども、ただいま国や電力からのさまざまなことをというお話ありましたけれども、それ以上に何が必要かと考えたときには同行する職員の2市3町、この職員の皆さんが一体原子力というものに、また発電というものに、そして機械的な工学にどれだけ精通し知識を持って、そのさまざまな不具合等の箇所を見てどういう判断ができるかというそういう大きな力ななかつたら、ただ説明されて帰ってきて報告しましたというようなことでその仕事を終わらせるのであれば、町民のためにも県民のためにも何もならない。そういったところから物事を考えて、この職員の方をどのようなそれこそ学問をなされた方を当てる、この協定の中の市町ではそういうお話はされているんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 防災交通室長。

○総務課参事兼防災交通室長（小島 昭君） 原子力に携わる職員の専門的な知識というようなことだと思うんですけれども、2市3町において特段そういうようなことは話し合った記憶はございません。（「経緯があるの」の声あり）そういう経緯はございません。（「ございません」の声あり）ええ。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） それでは、本当に協定書を結ぶに当たりまして、この関係市町でそういったことを首長さんなりで、それこそ1人の職員でも2人の職員でもそういった対応をしましょうということを話し合った上で、この協定は結ばれるべきだと思います。それでなかったら、本当に先ほど言いました電力の本当に技術的にすばらしい職員から説明を受けて、それで「ああ、そうですか」と納得して帰ってきたのであれば、その職員は何の役割も果たしていない。何のためにそれを現場に行ってみてきたのかということになると思いますので、まずそのことを私は先ほど来の議論を聞いていて思ったわけでございますけれども、町長としてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 今、この立ち入り等々についての技術的な職員がいるかということについては、皆無、私自身もそのとおりでございます。ただ、宮城県におきましては原子力に対する相当な知識を持った技術者、職員がおりますし、それを通じながら、それと同行しながら、具体的にどのような措置あるいは改善策、あるいは一番課題として大事なものは地域の住民にどのような影響を及ぼすような事態があるのかないのかと、この辺が一番の大きな姿だろうと。もし、そういう事態が発生するような場合は、待ってられない姿がありますので、即対応しなければならない。

立ち入りというものは、操業中でも操業しないときでもいろいろと電力のほうから疑問点が指摘される件があった場合、それに同行するような状況で、具体的にその説明を聞いて我々あくまでも今言ったように住民の生命、財産を守らなければならない、そういう立場の事情から判断していかなければならないのかなというふうな思いでございますので、やはりそういう説明というものについては真摯に受けとめて対応していくよりほ

かはないのかなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） ささまざまな原発について、放射能についての報道や電力会社の説明等を聞いておりますと、さまざま抜け落ちた説明を意識的にしないかといったようなところも報道では見られているところがございます。せっかくこのような協定を結んで、本編の女川、石巻の皆さんとはまるで違ったとは言いませんけれども、かなり違ったことになっておりますので、そういった意味で私がただいま、質疑ですので提案でも何でもござらない、町長の考え方を聞いているだけなんですけれども、そういったことを私は今の町長の説明からも市と町、力を合わせて何とかそういった意味で、この覚書を読めば、県を通してただやりとりするだけだ、直接行けるのは、その現場に行けるのはその職員がついて入っていくときだけだとそういうような仕組みになっているように、この覚書からも読めますので、これは間違いなくそのとおりに書かれていますので、そういったところをこれはこのとおりの覚書として取り交わし、協定書も取り交わす中であれば、なおさらそういったきちんとした原子力なりを学んだ職員なり、こう言えばあれですけれども、そのときに認められるのであれば、そういう職員の方がいないのであればですけれども、大学の先生なりを嘱託で職員として登録できるようなシステムをつくってもらうとかそういったことを考えながらやらなければ、今町長がおっしゃったような市民、町民を守るためだということにはつながらない可能性も出てくるのではないかと思いますので、もう一度伺います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 突き詰めればそういうふうな姿になろうかと思いますけれども、この2市3町でいろいろと状況を想定等々しまして立地自治体、いわゆる石巻市、女川町との立地自治体、PAZですか、これの協定をもとにしながら、UPZの自治体としてとらなければならない対応ということについて何回も何回も話し合いを詰めながら、やっとこの協定（案）に至ったわけでありましてけれども、いわゆるこれで終わりということではございません。先ほどお話しましたように、これからいろんな想定が出てくるだろうと、あるいはいろいろと現実の姿が現れてくるだろうと。そういった場合に、足りないところをお互いに研究、勉強し合いながら、それをさらに深めていくということのまずこれが出発点だということ認識していただきたいというふうに考えております。

まだちょっと認識不足な点もあろうかというふうに思いますけれども、やはり室長がお話ししましたように、危険な施設がそこにあるということをもって、いわゆる稼働する稼働しないにかかわらず、危険な施設であるという認識に立っての出発点だということをまず認識していただいて、同じ30キロ圏内の自治体として共通の認識を持ちながら町民に対してそういう協定をしましたよということを説明をし、あるいは訓練等々をしていきながらこういう不備などところがある、あるいはもっと詰めなければならない事象があるということについては、やはり自治体の中でいろいろと案を出し合いながら県あるいは東北電力等々の専門的な立場で協議していきながら、この文章の表現を変えるなり、あるいはもっと具体的な条項をつくるなりというようなことでございます。

また、全国でもUPZ圏内の自治体、全国各地に原子力施設があるわけですが、その姿でこのような30キロ圏内で協定を結ぶような状態になったというのは宮城県だけなのかなというふうに見ておりますので、いろんな

ことが全国に広まっていきますと、もっと別な考え方あるいは見方等々が出てくるというふうに見ております。当然だと思います。そのときには、やはりそれなりの姿を想定しながら具体的に詰めていく、その姿の出発点だということ認識していただければありがたいと思います。

○議長（遠藤釈雄君） ほかにございませんか。2番。

○2番（只野 順君） 協定につきましては、大分室長もご苦労をしたと思います。それから、今の町長の説明にありましており、原発の再稼働を進めるものでもないし、町民の安全を第一に考えてこの協定を結ぶと。それで、大前提となる福島第一原発の事故、このことがまず整理されておられませんし、その事故によって、先ほども何度も皆さん言っているとおり、50キロだろうが60キロ圏まで汚染されて帰還できない村もあると、そういう状況にあることは確かだと思います。

それから、先ほど安全神話が崩れている。専門家が大丈夫だと言って、福島原発もそういう方が支えてきたわけですね。その信頼がない中で、やはり女川町には今、放射性廃棄物も残っております。ここでも事故が起きる可能性もあると。そのためだということ、ぜひこの件に関してはそちらのほうを強く主張していただいて、やはり最低限、女川と石巻と同じような協定が結べれば私はよろしいと思いますけれども、特に事前協議あるいは事後報告というもので、後から報告される。事故以降もそうですけれども、あとは震災以降もそうですけれども、女川の設備に対しての事故とかというのは、後から新聞報道で聞くと。それで、「ああ、事故出たんだな」とか、あるいは「故障箇所がありましたね」という報告がされていますので、やはりこれはちゃんと、女川の原発に関してもそうですけれども、東北電力とやはりきちっと事前に報告等をいただいて、それを町民に公開していくと、それがまず安全の前提になるのかなと思っております。

町長もしっかりと、私は方向性としてはやっていると思いますので、今後とも努力して、この協定をさらによい方向というかUPZ、2市3町の首長さんたちとしっかり取り組んでいただければと思っております。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 趣旨は理解しております。やはり町民の生命、あるいは安全を守ることが、この協定を生かす出発点だということをご理解していただけたかなというふうにご考えております。

なかなか、きのうですか、福島第一原発事故等々の汚染水が海に流されていたというような報道が、後で報道によって知ったというような自治体もあるようにお伺いしましたけれども、やはりこのような姿が今後あってはならないような状況でありますので、そういう面についてもこの協定等々をもとにして、できるだけ我々の意見あるいは目が行き届けられるような姿づくりが大きな功を奏するのかなというふうにご考えておりますので、ぜひ町民皆さんも関心を持っていただいて、今後の活動等々についてはご意見等々を賜ればいいのかなというふうにご考えております。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号 女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定等の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第24号 女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定等の締結については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は2時35分といたします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時35分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第27、議案第25号 町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第25号の提案の理由を申し上げます。

本案は、六軒町裏地区、渋江地区、中江南地区に災害公営住宅整備事業によりまして整備が行われた5つの路線において、不特定多数の通行が見込まれることから、町道としての管理が適切と考え、道路法第8条第1項並びに第2項に基づき認定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） それでは、議案書95ページをお開き願います。

議案第25号 町道の路線認定についてをご説明申し上げます。

ただいま町長より提案理由をご説明申し上げましたとおり、災害公営住宅整備事業によって整備した5路線を町道に認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議会資料の10ページをお開きください。

町道認定の位置図でございます。赤で示しました丸い場所が道路の起点、矢印の先が終点となっております。認定する5路線は、路線番号257、六軒町裏住宅線、起点、涌谷町字六軒町裏68番地14から、終点、68番地17までの延長55.4メートル、幅員4から9.3メートル。258、渋江住宅1号線、起点、涌谷町字渋江3番地18から、

終点、3番地10までの延長77.6メートル、幅員4から12.6メートルです。続きまして、259、渋江住宅2号線、起点、涌谷町字渋江3番地18から、終点、3番地10までの延長121.3メートル、幅員6から20メートル。続きまして、260、渋江住宅3号線、起点、涌谷町字渋江3番地12から、終点、3番地16までの延長133.5メートル、幅員6から20.1メートルでございます。最後に、路線番号395、中江南住宅線、起点、涌谷町涌谷字中江南20番地11から、終点、同じく20番地11までの延長88.6メートル、幅員6メートルから19.4メートルとなります。

道路幅員が広がる部分もございますのは、取り付けの関係のためでございます。よろしくお願いたします。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。4番。

○4番（久 勉君） ちょっとこの図面がわかりにくいんだけど、何でかなと思うんだけど、渋江住宅2号線、起点、3番地の18というのは、1号線の3番地18と同じですね。ところが、図面で見ると離れているように見えるし、近いのが3号線の3番地16のほうが1号線の起点のところに近いんだけど、番地とこれ……。それとも図面があれなんですか。アバウトな図面なんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 位置図的に、ちょっとずれている部分はございますけれども、宅地の地番の起点側の左側からを起点としておりますので、その地番を代表地番としておりますので、ちょっと図面のずれが。お許してください。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号 町道の路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第25号 町道の路線認定については原案のとおり可決されました。



◎議案第26号～議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第28、議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結について、日程第29、議案第27号 工事請負契約の変更契約の締結について、日程第30、議案第28号 工事請負契約の変更契約の締結については、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） それでは、議案第26号、議案第27号、議案第28号の提案の理由を申し上げます。

まず、26号でございますが、本案は昨年度中に契約の議決をいただきました災害公営住宅建築工事（渋江北工区）を変更するものでございます。本契約は、株式会社大澤建設と契約額を463万4,280円増の2億3,100万2,280円で平成27年2月25日付で仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約について議決を受けようとするものでございます。

議案第27号は、昨年度中に契約の議決をいただきました災害公営住宅建築工事（中江南地区北工区）を変更するものでございます。本契約は、株式会社大澤建設と契約額を116万5,320円増の9,404万5,320円で平成27年2月25日付で仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約について議決を受けようとするものでございます。

次に、議案第28号、本案は昨年度中に契約の議決をいただきました災害公営住宅建築工事（中江南地区南工区）を変更するものでございます。本契約は、株式会社菊森建設工業と契約額を121万7,160円増の8,005万7,160円で平成27年2月25日付で仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約について議決を受けようとするものでございます。

詳細につきましては、それぞれの議案につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） それでは、議案書96ページをごらんください。

災害公営住宅の建設工事に関しまして、大変ご心配をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

1 契約の目的、2 契約金額、3 契約の相手方は、議案書と町長の提案理由で申し上げましたとおりでございます。災害公営住宅渋江北工区は、14棟に集会所の建設が含まれております。さきの議会等でもございましたとおり、困難な県産材の構造材の変更や屋根、建具、内外装材の数量等に増減が生じたことで、請負業者、設計管理業者と協議し、工事金額の精査を行ったものでございます。変更金額は、渋江北工区につきましては463万4,280円の増額、中江南地区北工区におきまして変更金額は116万5,320円、それから中江南地区南工区につきましては121万7,160円を増額して、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、工事完成は3月に予定しておりまして、入居から同じく4月に予定しておりますので、よろしく議決のほうをお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。11番。

○11番（長崎達雄君） この26号の渋江北工区、先に菊森建設も同じように値上げしましたね。今回、渋江北のほうは463万4,280円、この変更の理由をもう少し具体的に、この463万円の内訳を教えてくださいよね。何%、今回これは値上げになっています。あと、先に菊森建設が値上げしたときは何%値上げなんだか教えてください。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） ちょっと詳細の内訳書は今持っておりませんので、増加率に関しましてですと、ちょっとお待ちください。2%程度の中身でございます。

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。あと続行しますか。最初の内訳、まだ答弁がないんですけども。（「内訳。やっぱり議会に出す以上は、やっぱり内訳を出さないとうまくないんだ」の声あり）

それでは、休憩いたします。

休憩 午後2時49分

再開 午後2時53分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 今、内訳書を見てご説明申し上げます。

建築工事につきまして……。〔「北工区ね」の声あり〕北工区。設計前が、直接工事費で5,301万4,444円、変更後が5,415万7,747円。電気工事におきましては、設計が625万4,000円に対しまして636万5,672円。それから、機械設備に関しましては設計額が1,224万533円でございます。設計変更額が1,189万993円となります。直接工事費の合計で7,150万8,977円に対しまして、変更額では7,241万4,412円となります。これに伴いまして、諸経費であります共通仮設費、現場管理費が対応しまして増減するようになるわけでございます。それで、工事価格、消費税前の価格としまして、合計で8,832万4,654円、変更額が8,943万3,003円と改め、消費税を含めまして9,538万9,920円、それから設計金額が9,658万7,640円となります。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 課長ね、議会に出す以上は内訳、さっき課長が屋根材がどうかこうとか言ったでしょう。屋根材、何ぼ上がったの。そして、契約入札ということは、この業者だって損しないように札を入れるんでしょう。それが、途中で材料が上がったからって随時値上げされたら、たまったもんでないっちゃ。〔「それとおりのんだよ、本当に」の声あり〕屋根材、何ぼなんだや。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 材料等の値段の上昇ではなくて、数量の増減等に対応したものでございます。

〔「課長、ここがふえたからこのくらいが上がったっておかしい」の声あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 静粛に願います。休憩します。

休憩 午後2時57分

再開 午後2時58分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 済みません。屋根及びといに関しましては、雪どめや軒先のけらば包み、棟包み等の金額が増額になっておりまして、設計金額が112万3,189円が152万4,261円と直接工事ではふえている状況になります。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） どういうわけで設計変更をしなきゃなくなったんです。皆、こいつら設計変更なんですよ。最初のこの2億2,636万円でどうしてできないの。どうして直さなきゃいけないの。最初の金額で、我々、私が入っているよううちよりさらに立派なうちが建っているんでしょう。何で設計変更を何回もしなきゃいけないの。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 数量等は、図面上で読み切れない、雪どめ等が不足していた部分とかがございまして、その分の追加する分等もございました。あと、木材関係では、主要な県産材の入手が困難であることから、杉材からベイマツのほうに変更した状況がございまして、その金額の精査でございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。ございませんか。9番。

○9番（鈴木英雅君） 課長、本来ですとわかりましたと言いたいですけれども、ちょっとこいつ、誰が考えてもやっぱりおかしいってば。本来の設計で、杉材を使うのに今度はベイマツとか、何でこういうような設計変更で増額になるのかというのを素人的な感覚ですと、1戸の家を建てるのに1つの建設会社、設計屋さんも1つ、聞くとところによるとこの災害公営住宅、土木、あと上のほう、建設、あと設備関係、電気、全部別の設計みたいですよ。設計業者が全部別々にやっていて、そして実際形をつくっていく上で、家をつくっていく上でその設計が別々なような状態だから設計変更設計変更というような感じで、かなり大工さんとか設備屋さん苦勞しているという話を聞いているんですけれども、そこら辺のところをちょっと確認させてください。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 設計業者は1者でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） 設計業者は1者。設計業は1者で、さっきから話出ていますけれども、そんなにそんなに設計変更というのを考えられないような状況。本来素人的な感覚で、例えば普通の個人がうちを建てる場合に、契約金額があつて、その契約金額に例えば屋根のさっき言いました雪どめ、あれが10個足りないから金額追加してけらんとか、そういう話というのは本来は考えられないことなんです。そして、この災害公営住宅に入っている業者さんの話もさっき言いました設計関係でかなりずれがあるような、何かそういうような内容の話をちょっと聞かせてもらったんですけれども、根本的に災害公営住宅と普通の民間の工事関係の考え方そのものにかかなり開きがあるような内容だと思うんですけれども、課長、その辺……。直接、ほら、現場なんかに何度となく行って、あと設計書とかいろいろ確認している上で、そこら辺のところは普通の設計、そして建設しているような状況だったんですか。100%納得したような状況だったのか、その辺ちょっともう1回。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 震災後の建設業関係の状況等もございまして、発注段階の単価等に関しても前の建設の発注時点でも不調等がありまして、いろいろあつた経過は聞いております。なおさら、こちらの関係もあると思うんですけれども、災害時での設計業務の中で十分に設計内容も把握できていない部分もあつたのかに私としてはちょっと思う次第でございます。

ただ、やはり図面と現場が合わないですと将来的な検査等にも対応できないものですから、数量等を確実に決め、単価等も精査しながら変更に至ったわけでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） 時期が時期で、震災以降やっぱり日本全国的に部材とか人手不足というのはわかるんですけども、やっぱり基本となるべき本来の設計、図面が出た時点でその図面どおりやっていただければ、素人でないと思うんでね、設計屋さんもちろん、建設屋さん素人でないと想いますので、そこら辺のところをやっぱり管理する側の建設課、きちっとやっぱり、そして本当に失礼な話になるかもわからないですけども、課長もその辺、まずベテランということもあって、業者頼みでなくてやっぱり常にそういう現場に足を運んで確認しながら作業を見守っていただかなければどうしようもないのかなと思うんですけども、まず今回3件の状態もありますのでしようがないのかなとは思いますが、万が一これからそういうことがあったら、なおさら現場のほうに足を運んでいただいて、誰しもが今、全国的な状況というのはみんなわかっているはずですから、そこら辺のところをきちっとした仕事をしていただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） ありがとうございます。本当に設計段階での十分な精査を心がけて、なるべくなら変更が出ない形で努めたいと思います。ありがとうございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 毎度毎度なんですけれども、同じ回答しか返ってこないというのは少し残念だなというふうに思っています。

実は、同じ時期に私も家を建てているわけですが、設計変更だとか雪どめが足りないとかそういう話は一切なくて、ちゃんと設計と見積もりどおりの金額で家を建てました。なぜこういう災害公営住宅になると、要は公の施設をつくると一層、変更変更に、民間では考えられない。

あと、その業者が言っていたのは、被災したのは47県中3県しか被災していないから、材料が足りないとか何とかというのはあり得ないそうです。だから、それはただ業者がただ単にお金がもらえるために言っている言葉じゃないかということも聞きました。課長、どうですか。47都道府県のうち3県しか被災していないんですよ。ほかの44県には材料があるんですよ。そこから持ってくればいいだけなんです。と私はその業者に聞きました。課長、その辺どう思いますか。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 県内でも今、災害公営住宅の建設が26年、27年と最盛期に入ってきておりますし、その事前段階としてやはり職人さんとか材料の高騰は続いておまして、明らかに充足している状況ではないと私は考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） まあ、課長としてはそうしか答えられないとは思いますが、単純に先ほど11番さんとか9番さんが言ったように、民間では考えられないんです。仮に課長が家を建てたときに、2,800万円で見積もりになったものが2,950万円ですよと言われて、あなたは2,950万円払いますか。恐らく払わないと思えますよ。そこなんです。だから、公と民間との違い、人の金だとか自分の金じゃないというふうな感覚のもとだと、交渉はしたんですか、じゃあ。この値段が高くなる部分について。何とかもっと町民の税金を安くするために、節税するために、課長として四百何万円も払えないと、二百何万円にならないとか何何万円になら

ないかとかとそういう交渉はしましたか、じゃあ。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） それにつきましては、設計事務所と請負業者、町も入りまして、できるだけ少ない金額というかになればいいと思われまので、とにかく協議は重ねて今回の結果になった次第です。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） じゃあ、努力に努力を重ねてこの結果になったということですからそれはしようがないと思うんですが、ただ一つ覚えていてほしいのは、民間にはまず余りあり得ないということ。恐らくここにいる課長さん方も家を建てたり事業をしていると思いますけれども、ほとんどあり得ないと思います。なぜ、公の公募になった場合にはこうなるのか。それともう一つは、震災前には涌谷町の建物、いろんなものをつくりました。消防署の詰め所だとか何とかとつくりました。でも、一切そういう変更はありませんでした。ですから、今回これ以後は涌谷町で事業を何やるかわかりませんが、今後は十分にその辺を注意していただいて、皆さんから、町民から預かった大事なお金ですから、その分をやっぱり担当レベルでも十分に考えていただいて、二度とこういうふうな二重、三重の値上げはないようお願いしたいと思っておりますけれども、その辺について課長はいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） とにかく現場と担当も含めて、いろいろ難しい問題もありますけれども、精査しながら進めていきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 賛成多数であります。

よって、議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

これより議案第27号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 賛成多数であります。

よって、議案第27号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

これより議案第28号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数であります。

よって、議案第28号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第31、議案第29号 平成26年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第29号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ4,398万7,000円を減額し、総額を75億9,310万3,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては町税におきまして法人町民税を減額し、固定資産税を増額するものでございます。分担金及び負担金におきましては、他市町村委託保育入所負担金を減額し、他市町村受託保育入所負担金を増額いたすもので、使用料及び手数料、及び国庫支出金、県支出金につきましては、事業の確定及び確定見込みによりそれぞれ増減するものでございます。

財産収入につきましては、各種基金の運用による利子の増額及び土地の貸付料や売り払い収入による増減でございます。

また、繰入金につきましては、宅地造成事業特別会計繰入金の減額のほか歳入歳出の差額分について財政調整基金繰入金を減額し、震災復興基金繰入金を増額するものでございます。町債におきましては、事業の確定見込みにより青少年ホームの耐震化事業に係る緊急防災減災事業債及び自然災害防止事業債を減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費におきましては事業が確定いたしました本庁舎耐震補強等工事のほか地域づくり活性化事業補助金及び生菓まちづくりの会への事業貸付金等を減額し、震災復興基金等各種基金積立金の増額など今後の見込みによりそれぞれ増減するものでございます。

民生費におきましては、国民健康保険事業勘定特別会計等への繰出金を増額し、臨時福祉給付金や後期高齢者医療保険事業勘定特別会計繰出金等、減額が主な内容でございます。

衛生費におきましては、大崎市民病院救命救急センター運営費負担金を増額し、病院事業会計負担金等の減額をいたすものでございます。

次に、農林業関係予算につきましては、農業集落排水事業特別会計繰出金の減額のほか、事業の確定または今後の見込みにより増減するものでございます。

商工費におきましては中小企業振興資金貸付利子補給補助金を増額し、土木費におきましては公共下水道事業会計繰出金の増額のほか、事業の確定による減額が主な内容でございます。

その他歳出につきましては、事業の確定や今後の見込みによりそれぞれ措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長等より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、補正予算書の52、53ページをお開きください。

最初に、人件費を説明したいと思います。まず1番、特別職でございます。下のほうの比較の欄をごらんください。報酬で6万8,000円の減額でございます。主なものとしましては、農林業センサスの調査員の増、それから健康と福祉の丘運営委員、そして地域包括ケアシステム確立検討委員でそれぞれ減額でございます。

53ページにまいりまして、一番上ですね、箱の上です。

職員手当で48万4,000円の減、これは中段にあります、時間外手当の減でございます。内容としましては、衆議院議員選挙での時間外手当で減、それから農林業センサスで増の内容でございます。

それでは、4ページにお戻りください。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。以下、順次説明をお願い申し上げます。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、4ページ、第2表繰越明許費補正でございます。

上涌谷駅周辺整備事業、以下5件、それぞれ年度内完工が難しいということで繰越明許の措置をさせていただいております。

それから、第3表債務負担行為補正でございますが、さきに行政報告いたしました新生涌谷中学校のスクールバス運行業務について債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

それから、地方債の補正におきましては、自然災害防止事業債、勤労青少年ホーム耐震補強事業、それぞれ事業費の確定により減額するものでございます。

それでは、8ページ、9ページをお開きください。

歳入でございます。

○税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、歳入の町税の分を説明いたします。

町税の町民税、法人の分でございますが、当初予算見込みにおいて震災後、復旧等で景気が右肩上がり傾向であると想定して予算計上いたしておりましたが、消費税8%等の影響等もあり、事業所の決算での法人申告で法人税割が思いのほか伸び悩んだものでございます。読みの甘さがありましたこととお詫び申し上げます。

それから、2項の固定資産税、固定資産税の現年度分でございますが700万円の増額をお願いし、滞納繰越分につきましては220万円の減額をお願いするものでございます。このことにつきましては、収納の振り分けによって調整をさせていただいたものでございます。終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次に、12款分担金及び負担金1節児童福祉費負担金で23万9,000円の増額でございます。④の未収繰越分につきましては、これまでの収入済額及び年度末までの収入見込みによります。⑤の他市町村の委託保育入所負担金及び⑥他市町村の受託保育入所負担金につきましては、委託、受託入所児に係る年度末までの保護者負担確定見込みによりそれぞれ増減いたそうとするものでございます。終わります。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） 13款使用料及び手数料1項使用料4目農林水産業使用料①農村環境改善センター使用料1万8,000円の補正増につきましては、年度末見込みにより増額いたそうとするものでございます。終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 次に、5目土木使用料2節住宅使用料80万円の減額ですが、未収金の徴収が予定ほど見込めないことなどにより減額するものです。終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次に、6目教育使用料2節幼稚園使用料で45万3,000円の増額でございます。②幼稚園入園料と④預かり保育料につきましては、それぞれ年度末までの確定見込みにより増額をいたそうとするものでございます。③未収繰越分につきましては、年度末までの収入見込みにより減額をいたそうとするものでございます。終わります。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） 次に、4節史料館使用料①史料館入館料で4,000円の補正減につきましては、額の確定により減額いたそうとするものでございます。

次の10ページ、11ページをお開き願います。

5節体育施設使用料①プール使用料で5,000円の減額につきましては額の確定による減額、②体育館使用料で5万8,000円の増額、③スタジアム使用料で1万1,000円の増額、次の6節くがね創庫使用料4万9,000円の増額につきましては、年度末見込みにより増額いたそうとするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 14款1項1目2児童手当負担金につきましては、額の確定により203万2,000円の減額を行うものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 5節国民健康保険基盤安定負担金191万3,000円の増額でございますが、額の確定によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 7節障害者福祉費負担金690万4,000円の減額でございますが、額の確定により④、⑤、⑩それぞれ減額を行うものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 2項国庫補助金1節総務費補預金⑩東日本大震災復興交付金につきましては、家賃軽減化事業が基金事業で認められたため第10次分として交付を受けるものでございます。

それから、⑬がんばる地域交付金につきましては、事業の確定により1,430万4,000円増額するものでございます。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 2目民生費国庫補助金4障害者福祉費補助金415万1,000円の減額でございますが、国庫補助確定内示により減額を行うものでございます。

8子育て世帯臨時特例給付費補助金350万9,000円の減額でございますが、額の確定により減額を行うものでございます。

12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

10節臨時福祉給付事業補助金1,877万3,000円の減額でございますが、額の確定により減額を行うものでございます。終わります。

○上下水道課参事兼課長（安田富夫君） 次に、環境衛生費補助金⑤循環型社会形成推進交付金11万円につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金でございまして、額の確定により増額をお願いするものでございます。終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 続きまして、5目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金23万4,000円の減額は、交付金額の確定による減額でございます。終わります。

○町民生活課長（泉沢幸吉君） 3項1目1節総務管理費委託金①自衛官募集事務委託金でございますが、額の確

定によるものです。

次の2節戸籍住民基本台帳費委託金④中長期在留者住居地届出等事務委託金も額の確定によるものです。

次、2民生費委託金1節社会福祉費委託金①国民年金事務費委託金、これにつきましても額の確定によるもので、主なものは国民年金システム改修によるものでございます。終わります。

○教育総務課参事兼課長給食センター所長（高橋勝一君） 15款1項1目3節児童手当負担金につきましても、額の確定により県負担金34万2,000円の減額を行うものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 5節国民健康保険基盤安定負担金637万8,000円の増額でございますが、額の確定によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 7節障害者福祉費負担金345万3,000円の減額でございますが、⑤、⑥、⑩それぞれ額の確定により県負担金をそれぞれ減額するものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 14ページ、15ページをお開き願います。

12節後期高齢者医療保険基盤安定負担金354万円の減額でございますが、額の確定によるものでございます。終わります。

○総務課参事兼防災交通室長（小島 昭君） 2項県補助金1節総務費県補助金1節総務費補助金でございますが、②で消費者行政活性化事業補助金で151万9,000円の減額でございます。放射性物質の測定業務に係る補助金で、これまでの実績と今後の見込みによる減額でございます。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） ⑨再生可能エネルギー等導入補助金でございますが、太陽光発電システムの導入補助について事業費確定に伴い減額するものでございます。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 2目2節老人福祉費補助金⑮地域包括ケアシステム確立検討事業補助金107万5,000円の増額ですが、内示並びに確定見込みによる増額を行うものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 4節⑳乳幼児医療費助成事業運営強化補助金11万5,000円の減額でございますが、額の確定によるものでございます。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 5節障害者福祉費補助金㉑につきましても、特別処遇支援申請事業所がなかったことによる減額を行うものでございます。㉒につきましても、確定内示により減額を行うものでございます。㉓につきましても、閉じこもりがちな障害者への集いの場の提供に対する経費の一部補助で、地域活動センターに対する補助の増額によるものでございます。終わります。

○農業委員会事務局長（櫻田克嘉君） 4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金⑰農業委員会費補助金100万3,000円の増額につきましては、平成27年度より実施されます農地情報公開システムについての整備事業が年度中に交付決定されましたので、その交付額分を含めた金額で増額となっておりますので、それによるものでございます。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして、②農地集積・集約化対策事業補助金280万円でございますが、農地中間管理機構の経営転換協力金の確定により減額するものでございます。④園芸特産重点強化整備事業補助金で1万6,000円でございますが、ミズナハウスの暖房機導入金額の確定により減額するものでございます。⑬直接支払推進事業費補助金14万円でございますが、生産調整関連で再生協議会の事務費確定により増額

になるものでございます。⑭東日本大震災農業生産対策交付金81万8,000円でございますが、放射能対策で大豆のかり散布面積増の確定により増額するものでございます。⑯人・農地問題解決推進事業補助金1万6,000円でございますが、人・農地プラン見直し関係で事務費の確定により減額となるものでございます。終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 続きまして、6目土木費県補助金1節住宅費補助金、耐震事業関係の事業の補助金が36万7,000円と確定したことにより減額するものでございます。

○総務課参事兼防災交通室長（小島 昭君） 7目消防費県補助金2節消防費補助金②消防施設等整備事業補助金でございます。57万9,000円の減額でございますが、消防の救命胴衣及び消防ホース乾燥塔の補助金の確定によるものでございます。終わります。

○町民生活課長（泉沢幸吉君） 次のページ、16、17ページをお開き願います。

3項1目3節統計調査委託金①人口動態調査でございますが、額の確定によるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） ⑧農林業センサス交付金でございますが、交付金額の確定により増額するものでございます。

○建設課長（佐々木竹彦君） 続きまして、4目土木費委託金2節道路橋りょう費委託費16万6,000円の減額は、県の河川維持業務委託金の確定によるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 16款財産収入1節土地貸付料については、本年度分確定見込みにより減額するものでございます。

それから、1節利子及び配当金のうち①財政調整基金利子、②減災基金利子、③ふるさと涌谷創生基金利子、⑧土地開発基金利子、⑮庁舎建設基金利子、⑲震災復興基金利子、それぞれ今年度の見込みで増額するものでございます。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして、⑤安部卓爾記念農業振興奨励基金利子12万8,000円でございますが、利子確定によるものでございます。あと、⑭ふるさと・水と土保全基金利子2万2,000円は、預金利子の確定によるものでございます。

○建設課長（佐々木竹彦君） ⑦公営住宅基金利子1万1,000円の増額は、確定によるものでございます。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） ⑯保健福祉基金利子5万3,000円の増額につきましては、額の確定によるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 2項財産売払収入1節土地払収入109万8,000円については、成沢地区及び新下町浦地区の町有地売り払いによるものでございます。それから、2の立木売払収入につきましては、農林振興課のほうの町有林間伐事業のほう、要件に該当しないということで減額するものでございます。

次のページ、18、19ページをお開きください。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 17款寄附金1項1目1節、一般寄附金で87万8,000円の増です。①一般寄附金8万8,000円の増、ふるさと納税79万円の増です。2月末までの実績を計上いたしております。終わります。

○まちづくり推進課長（今野博行君） 18款1項5目宅地造成事業特別会計繰入金でございますが、残っております分譲地1区画につきまして今年度中に売却できる見込みがないことから減額するものでございます。

後ほど、議案第32号 平成26年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）でもご審議いただきます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 2項基金繰入金1節財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正で財源調整で5,900万円減額するものでございます。それから、次の震災復興基金繰入金につきましては、国庫補助金のところで説明いたしました家賃軽減事業についての繰り入れをいたすものでございます。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして、①肉用牛特別導入事業基金繰入金9万6,000円でございますが、貸付額確定による減額でございます。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 20款諸収入1節預金利子でございますが、本年度分確定見込みにより増額するものでございます。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 次のページ、20ページ、21ページをお開き願います。

3項3目2節奨学資金貸付金元利収入111万6,000円の増額でございますが、当初2名の方から1年間の分の奨学金の返還を予定しておりましたが、1名の方から4年分の一括返還を受けましたので、その3年分、111万6,000円を増額するものでございます。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして、②肉用牛特別導入事業貸付金元利収入65万円でございますが、早期返納1件がございましたので増額するものでございます。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次の5目雑入1節給食費徴収金で43万2,000円の減額でございます。①学校給食費徴収金で42万7,000円の減額につきましては、年度末までの各小中学校年間給食費実施回数見込みにより減額をいたすものでございます。また、未収繰越額につきましては、これまでの収入済額及び年度末までの徴収見込み額により減額をいたすものでございます。終わります。

○農業委員会事務局長（櫻田克嘉君） 続きまして、5目1節雑入でございますが、④農業者年金業務委託手数料24万2,000円の減額につきましては、委託金額の確定によるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） ⑩宮城県市町村振興協会市町村交付金については、交付金額の確定により増額するものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） ⑫前年度後期高齢者医療市町村負担金返還金1,175万8,000円の増額でございますが、平成25年度分負担金の精算により返還を受けたものでございます。終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次に、3節過年度収入の⑨保育所運営費国県負担金精算交付金で109万9,000円の増額でございます。平成25年度分に係ります国県の負担金、ルール分の清算金が確定したことにより増額でございます。終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） ⑳公共土木施設災害復旧事業費で、24年度の凍上災害の補助金の確定により605万9,000円の増額をお願いするものです。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 21款町債につきましては、4ページ、第4表でご説明したとおりでございます。

それでは、22ページ、23ページをお開きいただきます。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 歳出でございます。

2款総務費1項1目、細目の2一般管理経費で379万2,000円の減でございます。障害者の方の嘱託雇用1名分でございます。今年度、体調を崩されておまして、復帰のめどが立たないため減額をするものでございます。続きまして、3職員研修経費につきましては50万円の減、今年度末見込みによるものでございます。終わります。

す。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 次の4目財産管理費でございます。1管財一般経費の職員手当等については、嘱託職員に係るものでございます。

それから、15節工事請負費については、本年度分事業費確定に伴い減額するものでございます。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、2庁舎管理経費695万円の減でございます。需用費、役務費につきましては今年度末見込みでございます。

15の工事請負費につきましては、工事の完了もしくは契約済みにより減額をお願いするものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 次の24、25ページでございます。

5目企画費、細目1企画調整経費でございますが、旅費から使用料及び賃借料までそれぞれ今後の見込みにより減額をするものでございます。それから、細目2財政管理経費についても今後の見込みで増額するものでございます。それから、基金管理経費、積立金でございますが、ふるさと涌谷創生基金積立金については利子分、それから震災復興基金積立金については国庫補助分と利子分、庁舎建設基金積立金については利子分をそれぞれ積み立てするものでございます。

それで、積み立て後のそれぞれの基金の残でございますが、ふるさと涌谷創生基金積立金が1,386万4,000円、それから震災復興基金が6,785万4,000円、それから庁舎建設基金が1億5,431万9,000円になるものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、4情報化推進経費60万円の減でございます。今年度末見込みにより減額をお願いするものでございます。終わります。

○総務課参事兼防災交通室長（小島 昭君） 8目交通安全対策費で10万4,000円の減額でございますが、交通安全全指導隊共済会補助金の額の確定によるものでございます。終わります。

○まちづくり推進課長（今野博行君） 10目1コミュニティ事業経費19節④補助交付金でございますが、短台集落センターにつきまして床の補修等を予定しておりましたが、諸事情により年度内着工ができなくなりましたことから減額するものです。なお、平成27年度当初予算におきまして改めて予算措置をお願いしております。

21節①貸付金につきましては、去る2月2日に開催されました議会2月会議の際に町長から行政報告でご説明をいたしましたとおり、収量不足等により製造ができないことから減額をいたすものです。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、26、27ページでございます。

11目土地開発基金費28節繰出金9万7,000円、利子分を増額するものでございます。繰り出し後の土地開発基金、現金の残高につきましては3,873万6,000円になるものでございます。

それから、12目財政調整基金費25節の積立金214万8,000円の増額ですが、利子分の増額でございます。

積み立て後の財政調整基金の残でございますが、9億302万2,000円となるものでございます。

それから、13目減災基金費の積立金でございますが、利子分429万9,000円を増額するものでございます。

積み立て後の減災基金の残高でございますが、3億540万9,000円になるものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、4項選挙費3目衆議院議員選挙費でございます。増減ゼロですけれども、職員手当等で50万円減で、消耗品で50万円増でございます。県委託金の対象経費、県との調整を

続けておりましたが、その調整により町で立てかえていた物品の経費に充てようとするものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 5項統計調査費、細目6の農林業センサスでございますが、交付金額の確定に伴いまして調査員報酬の増額と職員手当と需用費を組みかえるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 28、29ページをお願いいたします。

民生費に入ります。3款1項1目2社会福祉事務経費につきましては、賃金及び負担金補助及び交付金につきまして臨時福祉給付金及び給付に係る臨時賃金の確定による減額でございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 28節繰出金1,639万1,000円の増額でございますが、全て国保会計への繰出金です。職員給与費等繰出金と歯科保健センター運営費等繰出金につきましては、今後の見込みによる増減で、その他は確定による増額でございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 3目老人福祉費1在宅老人福祉経費から3基金管理費につきましては、確定による増減を行うものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 30ページ、31ページをお開き願います。

5介護保険対策経費28節繰出金626万8,000円の増額でございますが、介護保険会計への繰出金でございます。介護給付費繰出資金につきましては、被災者に係る介護サービス利用者負担金免除分となります事務費繰出金につきましては、制度改修に伴うシステム改修の一般会計負担分でございます。

次に、7後期高齢者医療対策経費28節繰出金476万4,000円の減額でございますが、後期高齢者医療保険会計への繰出金の減額となります。保険基盤安定繰出金につきましては確定による減額で、事務費繰出金につきましては今後の見込みによる減額でございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 4目障害者福祉費1在宅障害者福祉費につきましては、特別処遇支援事業所がなかったことによる減額でございます。

6障害者自立支援費につきましては、実績による確定見込みにより減額を行うものでございます。

2項1目児童福祉総務費3児童手当支給経費につきましては、確定により271万5,000円を減額するものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ここで、時間を1時間延長しておきます。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 1目児童福祉総務費4保育委託経費で172万3,000円の増額でございます。

32、33ページになります。

涌谷保育園及び他市町村の委託保育所の運営費所要額について、年度末までの確定見込みにより増額をいたそうとするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 6子育て世帯臨時特例給付金支給経費につきましては、確定により104万2,000円の減額を行うものでございます。終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次の4目児童館2児童館運営事業経費で2万4,000円の増額でございます。放課後学童クラブの杉の子学童クラブで利用いたしますオープンレンジ購入経費をお願いいたしますのでございます。

次の6目保育所費2保育所管理経費で645万3,000円の減額でございます。3節職員手当につきましては、嘱託職員1名分の年度末までの確定見込みにより増額をお願いするものでございます。

4節共済費につきましては、嘱託職員及び臨時職員の年度末までの社会保険料確定所要額により減額をいたそうとするものでございます。

7節賃金につきましては、年度末までの所要見込み額により減額をいたそうとするものでございます。

11節需用費、消耗品費につきましては、保育用の量及び保育関係に要します所要額の増額、それと賄材料につきましては年度末までの所要額確定見込みにより減額をいたそうとするものでございます。

13節委託料につきましては、旧城山保育所の機械警備業務費につきまして、現在共生の森で負担しております。遅くなりましたが、今回減額をいたそうとするものでございます。

18備品購入費につきましては、来年度入園予定児に係りますいすの購入に係ります所要額の増額をお願いするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 34ページ、35ページをお開き願います。

4款衛生費5地域医療対策経費③その他負担金145万5,000円の増額でございますが、大崎市民病院救命救急センター運営費負担金の精算による額の確定によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 4項医療福祉センター費1目医療福祉センター費2医療福祉センター管理経費30万3,000円の減額をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、報酬、旅費につきましては健康と福祉の丘運営委員会並びに地域包括ケア確立検討委員会の開催実績等によります減額を行うものでございます。11需用費、12役務費につきましては、年度末所要額見込みによります増額をお願いいたすものでございます。15工事請負費につきましては、センター東側出入り口の舗装段差改修工事の契約差金分15万8,000円の減と、あと構内道路注意看板設置に際しまして基礎工事を若干見直しをさせていただきまして、2万6,000円の増額をお願いするものでございます。

3看護師等奨学資金貸付事業経費74万4,000円の減額につきましては、新規貸与2名を予定していたところでございますが、平成26年度新規の貸与者がゼロとなりましたので、2名分の貸付額74万4,000円を減額するものでございます。

36ページ、37ページでございます。

2目世代館研修館費1世代館研修館運営経費604万3,000円の減額をお願いいたすものでございます。内訳といたしましては、11需用費⑥修繕費28万円の増は非常照明灯の不具合の改修並びに電線からの引き込み柱、電柱ですね、電柱からのキュービクルへの引き込みケーブル劣化に伴う改修経費を予定いたすものでございます。

14使用料及び賃借料のトレーニングマシンリース料は12月からリースを開始したことによります112万1,000円の減をいたすものでございます。

15工事請負費482万2,000円の減につきましては、パーゴラ改修工事等の契約差金によるものでございます。

18備品購入費38万円の減につきましては、リース備品以外の補助マット等購入による差金分を減額するものでございます。

3目病院費1病院対策経費492万1,000円の減額につきましては、エレベーター改修工事に伴う契約差金は510万円の減でございまして、残り交付税等の確定見込み分として17万9,000円の増、合わせて492万1,000円の減額

をいたすものでございます。終わります。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして、6款農林水産業費、農政事務経費③その他負担金、営農センター施設利用負担金40万8,000円でございますが、光熱水費等、前年実績を見込み減額するものでございます。

続きまして、農業振興事業費、負担金補助及び交付金で80万2,000円でございますが、歳入でご説明いたしましたが、それぞれ確定により増額するものでございます。

次のページ、38ページをお開きください。

基金管理経費4万円でございますが、積立金、繰出金につきましては、歳入でご説明いたしました預金利子確定によるものでございます。

続きまして、4目畜産業費、畜産振興事業費①備品購入費、ホイルローダー購入費111万2,000円でございますが、土づくりセンターのローダー更新の入札差金による減額でございます。

次の①肉牛特別導入事業貸付金9万6,000円でございますが、歳入でご説明いたしましたが、貸付金確定による減額でございます。

次の①繰出金、肉用牛特別導入事業基金繰出金65万円でございますが、歳入でもご説明いたしましたが、早期返納1件がございましたので基金へ繰り出しを行うものでございます。

次の5目の農地費、農業用排水路整備事業費①委託料、排水路流石撤去業務委託料10万円でございますが、小里地区の国道346号沿いの小豆田配水路に山水による流石が配水構造物入り口をふさいでいる状況から、その石を撤去する経費をお願いするものでございます。

続きまして、15目農村整備事業費、繰出金107万9,000円でございますが、農集排特別会計への繰出金の減額でございます。

次のページをお開きください。

17目水田農業構造改革対策事業、水田農業構造改革対策事業経費267万6,000円でございますが、報償費、需用費、負担金補助及び交付金につきましては、それぞれ歳入でもご説明いたしましたが確定見込みによる減額でございます。

続きまして、2項林業費、林業振興対策経費①町有林間伐業務委託料148万5,000円ございましたが、当初小里、大平の町有林間伐を大崎森林組合に委託し森林整備加速化事業により施工する予定でございましたが、森林の連続性の解釈をめぐって宮城及び全国的に会計検査院から指摘を受けたことから、施工できなくなり減額するものでございます。今後、このようなことがないように十分注意しながら事業推進を図ってまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。終わります。

○まちづくり推進課長（今野博行君） 7款1項2目1商工業振興対策経費19節④補助交付金につきましては、中小企業振興資金に係ります補助金の年度末までの見込みによりお願いするものです。

3目1観光振興対策経費9節旅費につきましては、年度末までの見込みにより減額するものです

11節需用費及び13節委託料のうち、観光キャラクター商標登録業務委託料につきましては、当初業者への委託により実施する予定でしたが、県発明協会の指導を得ながら直接実施できたことから委託料を減額するとともに、所要の経費を需用費に組みかえをお願いするものです。桜管理業務委託料及び18節①備品購入費につきましては、確定による減額でございます。終わります。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） 次の42ページ、43ページをお開き願います。

5目勤労青少年ホーム費、勤労青少年ホーム運営経費の委託料、工事請負費、合わせて8万7,000円の減額につきましては、勤労青少年ホーム耐震補強工事にかかわる契約差金をそれぞれ減額いたそうとするものでございます。終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 次に、8款土木費です。土木総務経費で71万8,000円の減額ですが、委託料、負担金補助及び交付金につきまして、額の確定により減額するものでございます。

次に、道路橋りょう総務経費ですが40万4,000円の減額、これは国県の負担金等の額が確定により減額いたすものでございます。

次に、道路維持補修事業費で7賃金6万円の増額ですが、嘱託職員の交通費の計上漏れによるものでございます。まことに申しわけございません。修繕料につきましては、不足が見込まれる6,000円を増額するものでございます。

続いて、44、45ページをお開きください。

公園管理経費の委託料で70万円の減額は、入札差金によるものでございます。終わります。

○上下水道課参事兼課長（安田富夫君） 次に、4目下水道建設費、下水道建設事業費、繰出金でございますが、319万4,000円につきましては公共下水道事業特別会計に繰り出しをいたすものでございます。終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 次に、公営住宅管理経費の工事請負経費120万円の減額は、工事執行額の確定によるものでございます。

続いて、基金管理経費、公営住宅基金積立金1万1,000円の増額は、額の確定によるものでございます。終わります。

○総務課参事兼防災交通室長（小島 昭君） 9款消防費1項消防費2目非常備消防費9節旅費で17万5,000円の減額でございますけれども、消防団員の普通旅費の実績と今後の見込みによる減額でございます。需用費、消耗品で14万7,000円の減額でございますが、消防団員の救命胴衣の購入に係る差額でございます。3目消防施設費で40万円の減額ですけれども、消防ポンプ置き場等の電気料等の今後の見込みによる減額でございます。

46、47をお開き願います。

消防施設整備事業費でございます。11需用費で修繕料8万6,000円の増額でございますけれども、同報系防災行政無線の消防本部に設置してあります遠隔制御装置に不具合が生じたために修繕するものでございます。

15節工事請負経費で216万4,000円の減額でございます。ホース乾燥塔の更新工事の見込みによる減額が159万円、それと解体撤去で12万6,000円の増額でございます。移動系防災行政無線デジタル化工事の見込みによる減額が70万円でございます。

19節負担金補助及び交付金で25万9,000円の減額でございますけれども、地域衛星通信ネットワーク事業負担金の減額でございます。本年度は、衛星系の無線設備の更新工事がありましたので、地上系の無線設備の負担金となったものでございます。

4目水防費でございます。9節旅費で62万3,000円の減額でございますけれども、水防訓練等の費用弁償の実績によるものでございます。

5目災害対策経費で183万9,000円の減額でございます。委託料で災害記録集作成業務 減額でございます。

それから、4目原子力災害対策経費で77万円の減額でございますけれども、実績による減額でございます。終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次に、10款教育費の2事務局経費で38万4,000円の増額でございます。8節報償費につきましては、卒園児、卒業児童生徒への記念品代に不足部分が見込まれ増すから、増額をお願いするものでございます。

11節需用費、印刷製本費につきましては、小学校入学から中学卒業までに使用します健康記録用紙に不足が見込まれますことから、それに係る経費をお願いするものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、中学校一日入学に箕岳中学校学区の新入生、涌中までの送迎用のバス借上げ料と引っ越し用のトラック借上げ料に要します所要額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費2学校管理経費で85万6,000円の増額でございます。11節需用費、修繕料につきましては、涌一小的屋内運動場の照明器具、月将館小学校の教室2カ所の照明等々に要します所要額をお願いするものでございます。

次の1教育振興経費で105万7,000円の減額でございます。18節備品購入費につきましては、4校分の年度末の所要額確定見込みにより減額。

20節扶助費につきましては、年度末までの所要見込み額により減額をいたそうとするものでございます。

3項中学校費2学校管理経費で56万2,000円の増額をお願いするものでございます。19節負担金及び交付金につきましては、涌谷中学校の吹奏楽部、八戸で開催されました全日本アンサンブルコンテスト東北大会への出場、及び春季選抜東北ブロック大会、これはバレーボールに関するものでございます。その他大会に出場しました所要額についてお願いするものでございます。

20節扶助費につきましては、年度末までの所要見込み額により増額をお願いするものでございます。終わります。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） 5項社会教育費、社会教育事務経費19節負担金及び交付金で22万9,000円の減額につきましては、奥州涌谷金俳句大会運営費補助金でございます。大会の決算確定により減額いたそうとするものでございます。

次の50ページ、51ページをお開き願います。

公民館運営経費13節委託料45万4,000円の減額につきましては、太陽光発電等設計業務委託料の契約差金を減額いたそうとするものでございます。終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次の2目給食センター運営費2給食センター運営経費で55万1,000円の減額でございますが、賄材料費、年度末までの各小中学校への給食実施回数見込みにより減額をいたすものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 14款予備費につきましては、歳入歳出の差額18万5,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稯雄君） 以上で説明は終了いたしました。

◇

◎延会について

○議長（遠藤稜雄君） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稜雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

◇

◎延会の宣告

○議長（遠藤稜雄君） 本日はこれで延会いたします。

散会 午後4時07分